

# 秦野市障害者福祉計画案

(第5期 令和2年度～令和6年度)

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本理念	2
4	計画の基本方針	2
5	基本的な視点	3
①	自己実現を支える意思決定の支援	3
②	障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援	3
③	自分らしさを生かした社会参加への支援	3
④	安全に安心して暮らせるまちづくり	3
6	計画の期間	4

## 第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

1	総人口の推移	5
2	障害者数の推移	6
(1)	身体障害者の状況	6
(2)	知的障害者の状況	8
(3)	精神障害者の状況	9
(4)	特定疾患（難病）患者の状況	10
3	障害者数の推計	11

## 第3章 施策の展開

	《 施策 の 体 系 》	14
1	乳幼児から就学前までの施策	18
(1)	障害の早期発見と早期療育体制の充実	18
①	障害の早期発見と早期療育体制の充実	18
2	学齢期の施策	21
(1)	ともに学びともに育つ教育の推進	21
①	一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進	21
②	進路の選択に結びつく教育	25
(2)	放課後等対策の充実	25
①	放課後等の居場所の確保	25

3	学校卒業後の施策	27
(1)	適性や能力に応じた就労支援の推進	27
①	就労支援策の充実	27
(2)	社会参加・生涯学習活動の環境整備の促進	30
①	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	30
②	外出支援（移動支援）策の充実	34
③	コミュニケーション手段の確保	36
④	当事者活動・社会参加活動の充実	37
(3)	地域生活支援の充実	38
①	福祉サービスの充実	38
②	施設機能の充実	41
③	多様な暮らしの場の整備	43
4	高齢期の施策	45
(1)	障害者分野施策と高齢者分野施策の連携	45
①	高齢障害者に対する一体的なサービスの提供	45
5	生涯にわたっての施策	47
(1)	すべての人にやさしいまちづくりの推進	47
①	建築物等のバリアフリー化	47
②	移動環境の整備	49
③	理解と交流の促進（こころのバリアフリーの促進）	50
④	ボランティア活動の充実	53
(2)	自己実現を支える相談支援の推進	54
①	相談・情報提供体制の整備	54
②	ケアマネジメント体制の整備	58
(3)	権利擁護体制の推進	59
①	権利擁護体制の整備	59
(4)	安全・安心のしくみづくり	62
①	保健・医療体制の整備	62
②	緊急時対策の整備	64

#### 第4章 計画の推進体制

1	計画の進捗状況の把握、評価	69
2	庁内推進体制	69

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景及び目的

本市では、障害のある人もない人もすべての人が、地域の中で自らの考えと判断により、豊かに生活できるような社会の実現を目指し、平成 11 年 3 月に策定した「秦野市障害者福祉計画（第 1 期）」以降、3 回の改定（平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年）を経る中で、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障害者施策を総合的に推進してきました。

この間、平成 17 年に発達障害者支援法が、平成 18 年には障害者自立支援法、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障害児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な推進が図られました。

また、平成 18 年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに平成 25 年には、障害者自立支援法の一部が改正され、障害者の範囲や支援を拡大した障害者総合支援法や、障害者基本法第 4 条「差別の禁止」の基本原則を具文化した障害者差別解消法が施行されました。

その他にも、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、障害者施策に関する数多くの法律が施行されています。

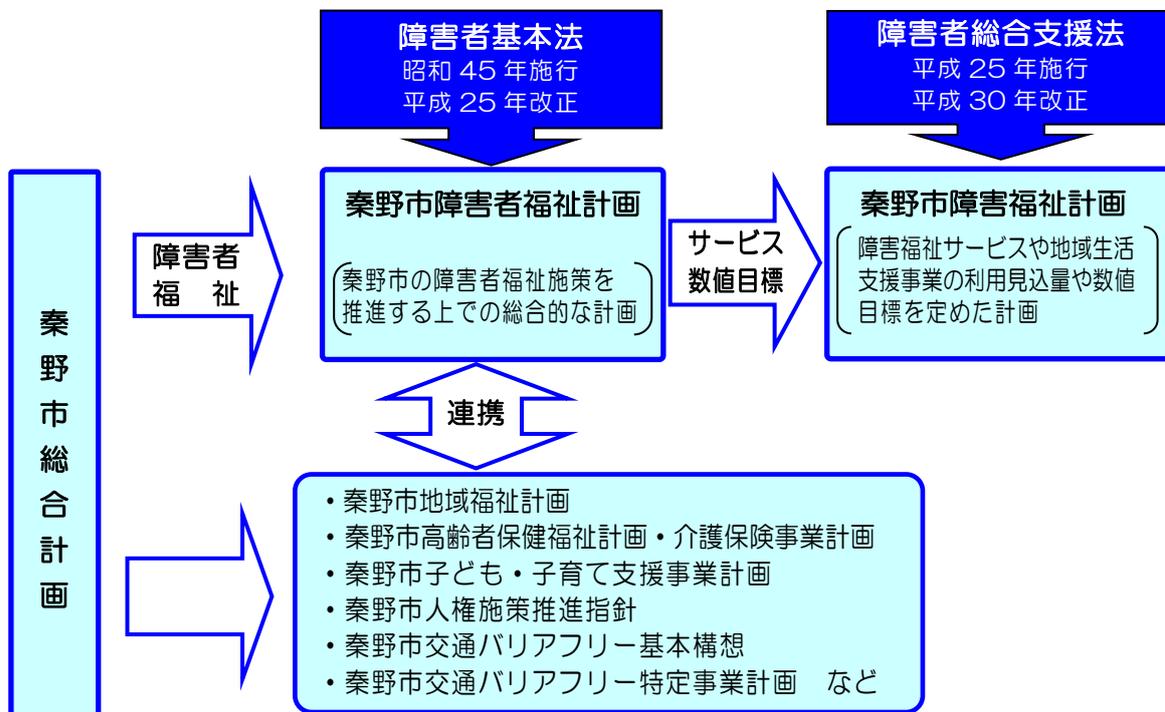
こうした中、平成 28 年 7 月に県の障害者支援施設で大変痛ましい事件が発生しました。このような悲惨な事件が二度と繰り返されないよう県は、「ともに生きる社会かながわ憲章」を同年 10 月に定め、「すべての人のいのちを大切にする」「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する」「いかなる偏見も差別も排除する」取り組みを推進しています。

現在、我が国では、急速な少子・高齢化、人口減少社会を迎える中、本市の人口はすでに減少に転じておりますが、障害を有する人の数は増加傾向にあります。

本市は、こうした現状においてこれまでの取り組み状況、国及び県の計画と整合を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の趣旨等を踏まえ市の最上位計画である「秦野市総合計画」の個別計画として、また、「秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「秦野市子ども・子育て支援事業計画」等の福祉計画をはじめとした様々な計画と連携して「秦野市障害者福祉計画（第 5 期）」を策定します。また、この計画は、本市障害福祉施策の最上位計画であり、市民、関係団体及び関係機関等のご意見をいただきながら障害者施策を具体化し、今後の進むべき方向を示すものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。



## 3 計画の基本理念

障害者福祉施策は、障害者基本法の理念に基づき講じられる必要があるとの考え方から、本計画においても、障害者基本法に基づき掲げられた前計画の理念を継承し、以下の3点を基本理念として掲げます。

- すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

## 4 計画の基本方針

本計画策定に当たっては、基本理念を踏まえ、障害のある方が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図っていくことで、すべての人が一生涯を通じて、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりが大切であると考えます。

この考え方の上で、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障害者のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現を目指すことを基本方針とします。

一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現

## 5 基本的な視点

基本理念や基本方針に基づき「乳幼児から就学前まで」、「学齢期」、「学校卒業後」、「高齢期」及び「生涯にわたって」の5つのライフステージにおける施策の推進を図ります。

障害者施策の推進にあたっては、「人権の尊重」、「日常生活への支援」、「社会生活への支援」及び「社会の基盤整備」などに配慮すべく、次の4点を基本的な視点として常に考慮しながら施策を展開していきます。

### ① 自らの意思決定に基づく自己実現の支援

障害のある方を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障害のある方の施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。

また、障害のある方の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

### ② 障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援

障害のある方の人権や年齢、性別、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障害者施策を実現します。

また、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策の充実に努めます。

### ③ 自分らしさを生かした社会参加への支援

障害のある方もない方も、社会、経済、文化などあらゆる分野で活動できる社会を目指します。

また、個々の障害の状況に応じたサービスや情報を自ら選択・利用できる体制を整え、共に学び、そして希望を持って働ける場を充実させることで、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に努めます。

### ④ 安全に安心して暮らせるまちづくり

障害のある方が、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう生活支援サービスの充実をはじめ、災害時に必要な支援の提供に向けた、事前の防災支援体制を整備します。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）の向上を図り、安全に暮らせる生活環境を整備します。

さらに、成年後見制度の周知啓発と利用促進を図り、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年とします。

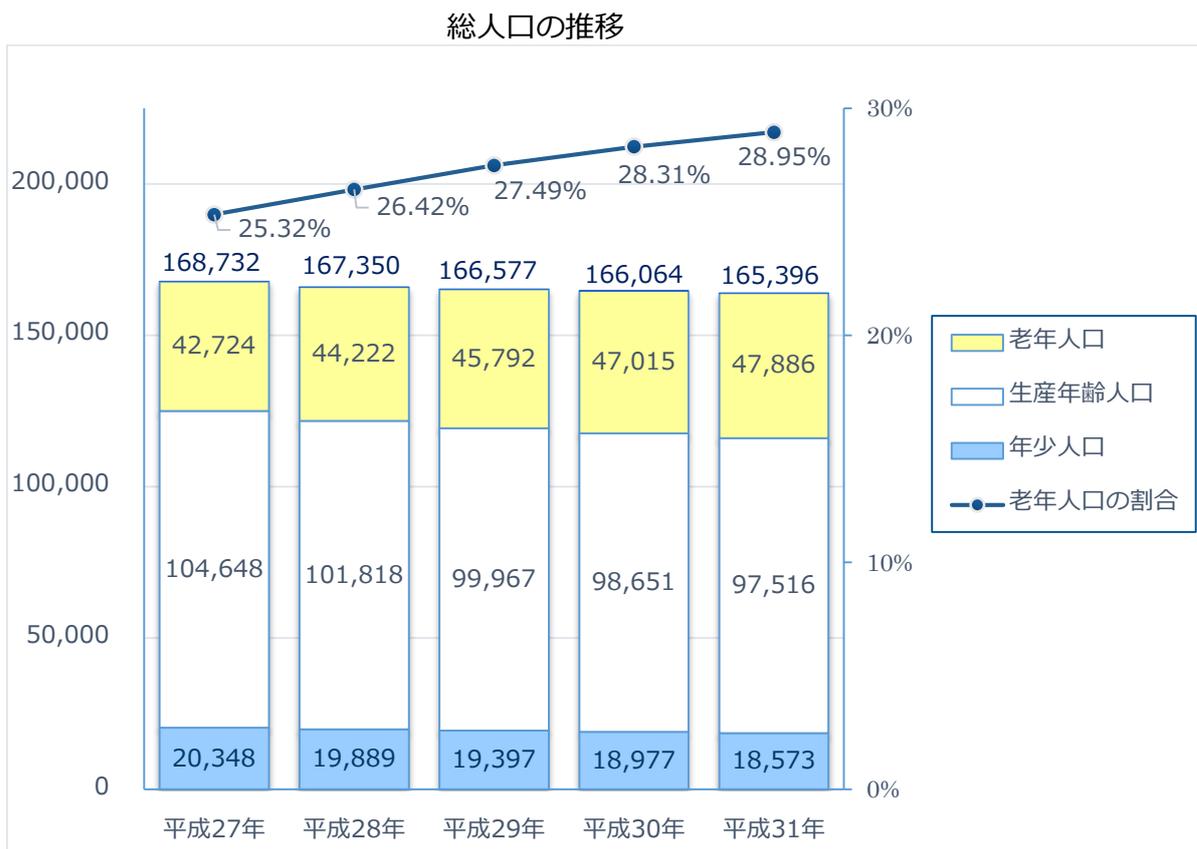
ただし、社会状況の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

### 1 総人口の推移

本市の人口は、平成21年をピークに減少傾向で推移しており、平成31年の時点で165,396人となっています。

一方、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、年々上昇しており、この5年間で3.63%上昇し、平成31年には28.95%となり、およそ3人に1人が65歳以上となっています。



（「統計はだの」年齢別人口統計調査結果 各年1月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	168,732	167,350	166,577	166,064	165,396
老年人口	42,724 25.32%	44,222 26.42%	45,792 27.49%	47,015 28.31%	47,886 28.95%
生産年齢人口	104,648 62.02%	101,818 60.84%	99,967 60.01%	98,651 59.41%	97,516 58.96%
年少人口	20,348 12.06%	19,889 11.88%	19,397 11.64%	18,977 11.43%	18,573 11.23%

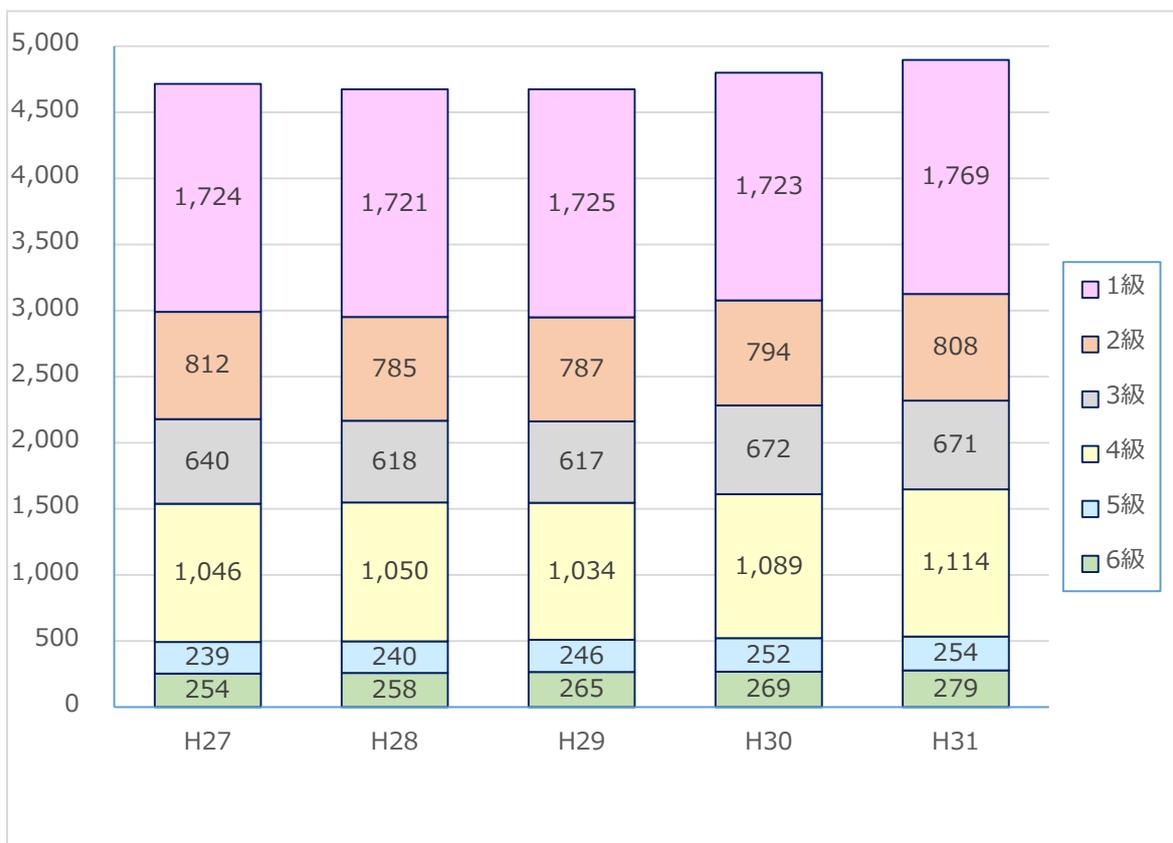
## 2 障害者数の推移

### (1) 身体障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、身体障害者手帳所持者の数は、4,895 人で平成 27 年からの 4 年間に 180 人増加しています。

障害の等級別にみると、増加人数が最も多いのは「4 級」の 68 人、次いで「1 級」の 45 人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移



等級別身体障害者手帳所持者数の推移

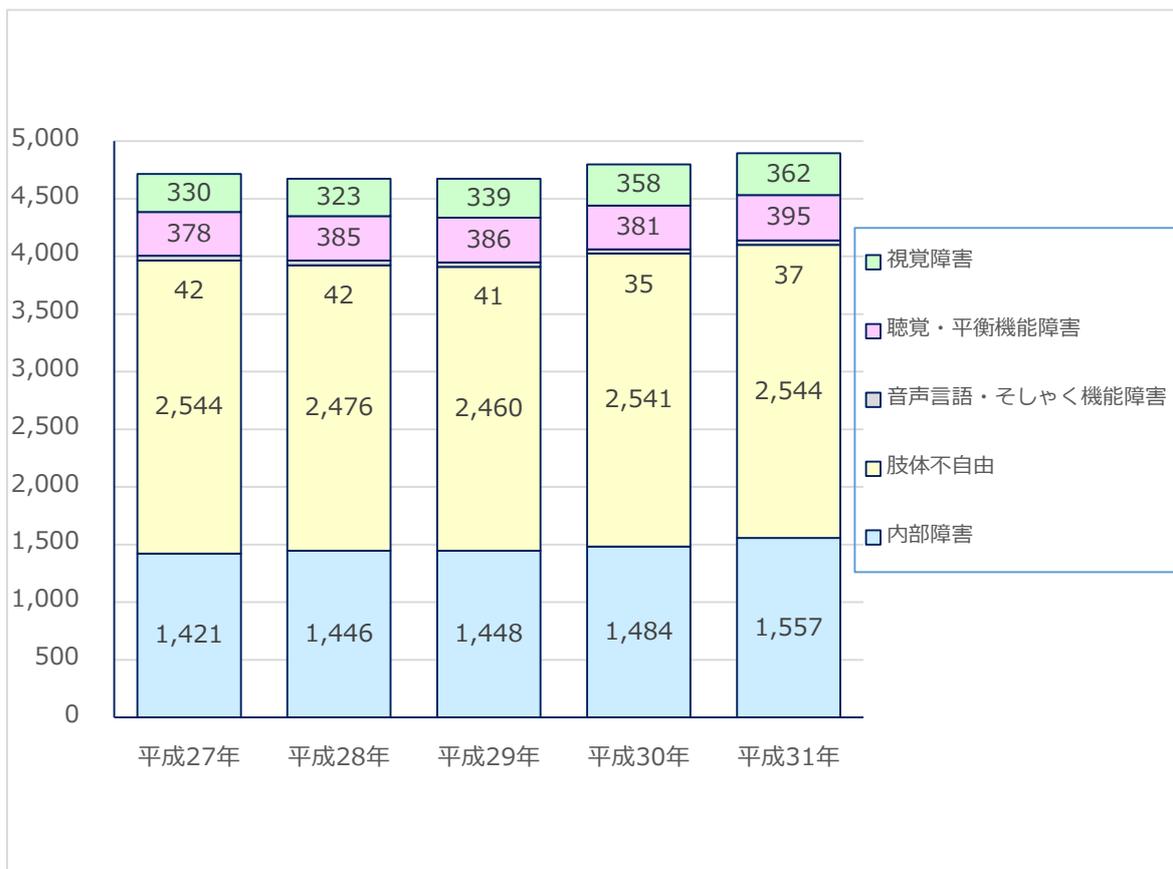
(各年3月末日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
1 級	1,724	1,721	1,725	1,723	1,769
2 級	812	785	787	794	808
3 級	640	618	617	672	671
4 級	1,046	1,050	1,034	1,089	1,114
5 級	239	240	246	252	254
6 級	254	258	265	269	279
合計	4,715	4,672	4,674	4,799	4,895

障害の種別によると、「内部障害」が年々増加しており、過去 4 年間で 136 人増加しています。

他の障害については増減を繰り返しており、ほぼ横ばいの状況にあります。

### 障害種別障害者手帳所持者数の推移



### 障害種別障害者手帳所持者数の推移

(毎年3月末日現在)

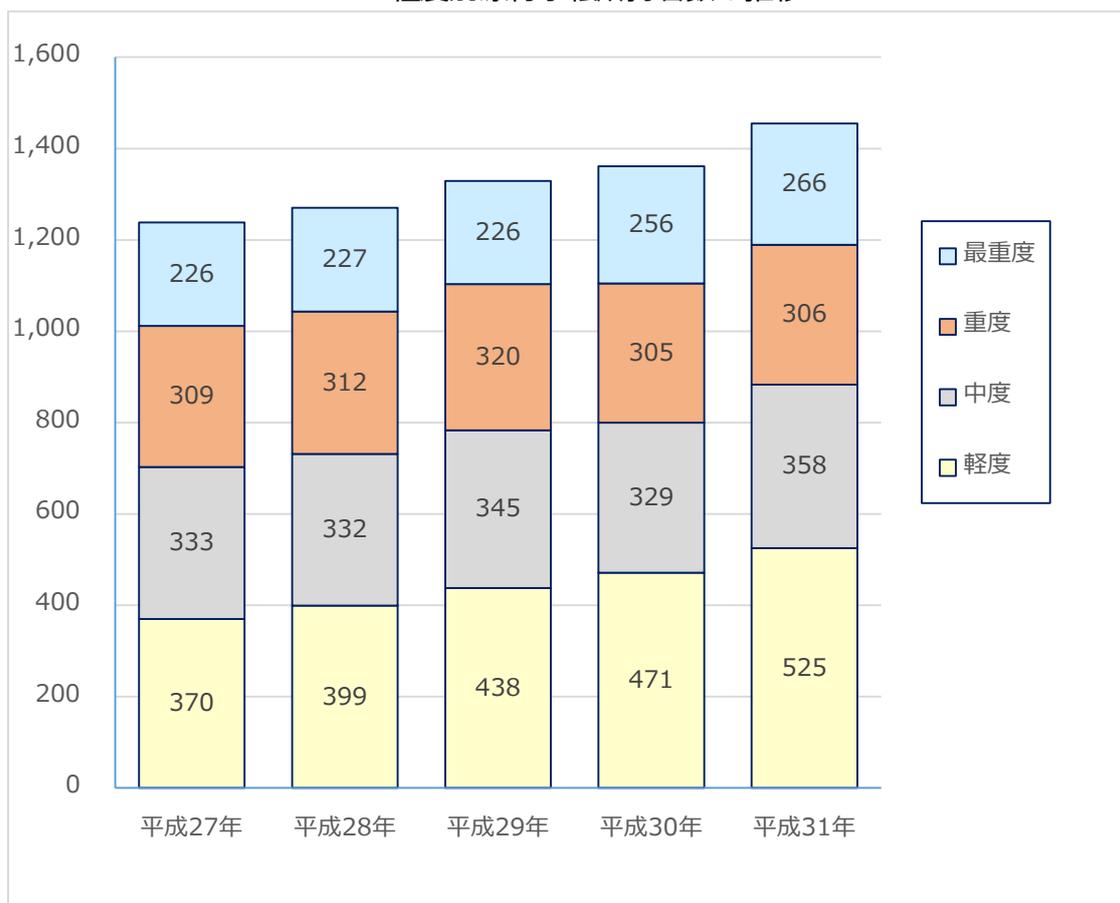
	H27	H28	H29	H30	H31
視覚障害	330	323	339	358	362
聴覚・平衡機能障害	378	385	386	381	395
音声言語・そしゃく機能障害	42	42	41	35	37
肢体不自由	2,544	2,476	2,460	2,541	2,544
内部障害	1,421	1,446	1,448	1,484	1,557
<b>合計</b>	<b>4,715</b>	<b>4,672</b>	<b>4,674</b>	<b>4,799</b>	<b>4,895</b>

## (2) 知的障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、療育手帳所持者の数は 1,455 人で、平成 27 年からの 4 年間で 217 人増加しています。

障害の程度別にみると、増加した 217 人のうち 155 人が「軽度」で、全体に占める「軽度」の割合が最も大きくなっています。

程度別療育手帳所持者数の推移



程度別療育手帳所持者数の推移

(各年 3 月末日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
最重度	226	227	226	256	266
重 度	309	312	320	305	306
中 度	333	332	345	329	358
軽 度	370	399	438	471	525
合 計	1,238	1,270	1,329	1,361	1,455

年齢別療育手帳所持者数の推移

(各年 3 月末日現在)

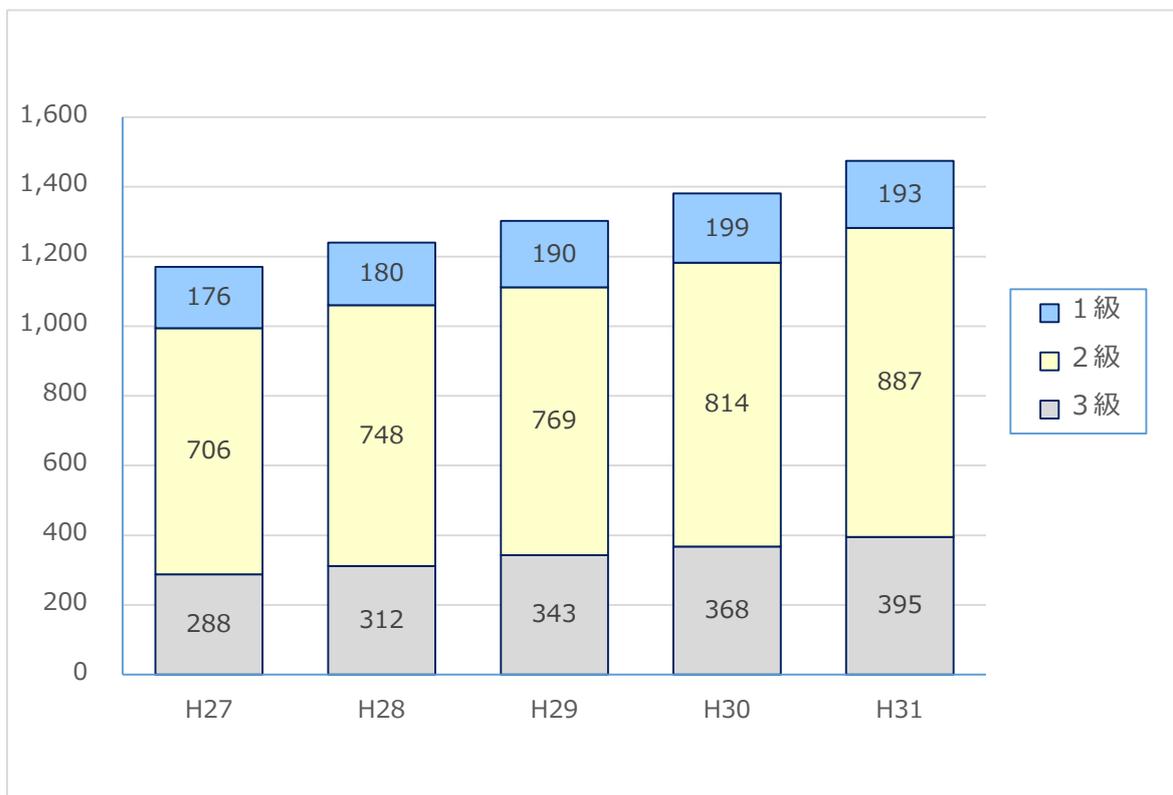
	H27	H28	H29	H30	H31
18 未満	335	356	364	384	422
18 以上	903	914	965	977	1,033
合 計	1,238	1,270	1,329	1,361	1,455

### (3) 精神障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の数は 1,475 人で、平成 27 年からの 4 年間で 305 人増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）支給認定者は 2,803 人で、平成 27 年からの 4 年間で 496 人増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(各年 3 月末日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
1級	176	180	190	199	193
2級	706	748	769	814	887
3級	288	312	343	368	395
合計	1,170	1,240	1,302	1,381	1,475

自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移

(各年 3 月末日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
合計	2,307	2,401	2,518	2,642	2,803

- ・精神保健福祉センターの年度末統計資料に基づく数値です。
- ・自立支援医療（精神通院）とは、精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度です。

#### (4) 特定疾患(難病)患者の状況

平成 31 年 3 月末日現在、秦野市における特定疾患医療受給者証交付者数は 1,045 人で、平成 27 年からの 4 年間で 99 人減少しています。

神奈川県特定疾患医療受給者証交付者数の推移 (平成28～31年は3月末現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
合 計	1,144	1,136	1,198	1,026	1,045

(平塚保健福祉事務所秦野センター調べ)

(※平成27年はシステム改修のため、1～3月末集計)

### 3 障害者数の推計

総人口に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合は、概ね増加の傾向を示しており、平成 31 年では、身体障害者 2.96%、知的障害者 0.88%、精神障害者 0.89% となっています。

この傾向が、目標年度である令和 6 年まで推移していくと仮定した場合（傾向線を直線とする）、令和 6 年における身体障害者数は 5,025 人、知的障害者数は 1,718 人、精神障害者数は 1,813 人と推計されます。

#### 総人口に占める障害者数・割合の推移

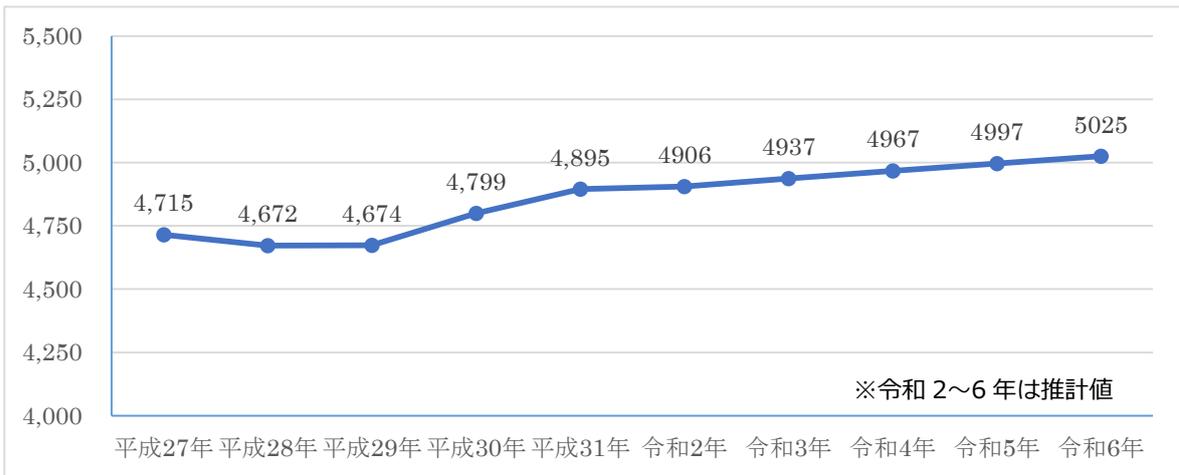
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	168,732	167,350	166,577	166,064	165,396
身体障害者	4,715 2.79%	4,672 2.79%	4,674 2.81%	4,799 2.89%	4,895 2.96%
知的障害者	1,238 0.73%	1,270 0.76%	1,329 0.80%	1,361 0.82%	1,455 0.88%
精神障害者	1,170 0.69%	1,240 0.74%	1,302 0.78%	1,381 0.83%	1,475 0.89%
自立支援医療支給認定者	2,307 1.37%	2,401 1.43%	2,518 1.51%	2,642 1.59%	2,803 1.69%

#### 令和 2 年から令和 6 年までの総人口に占める障害者数・割合の推移（推計）

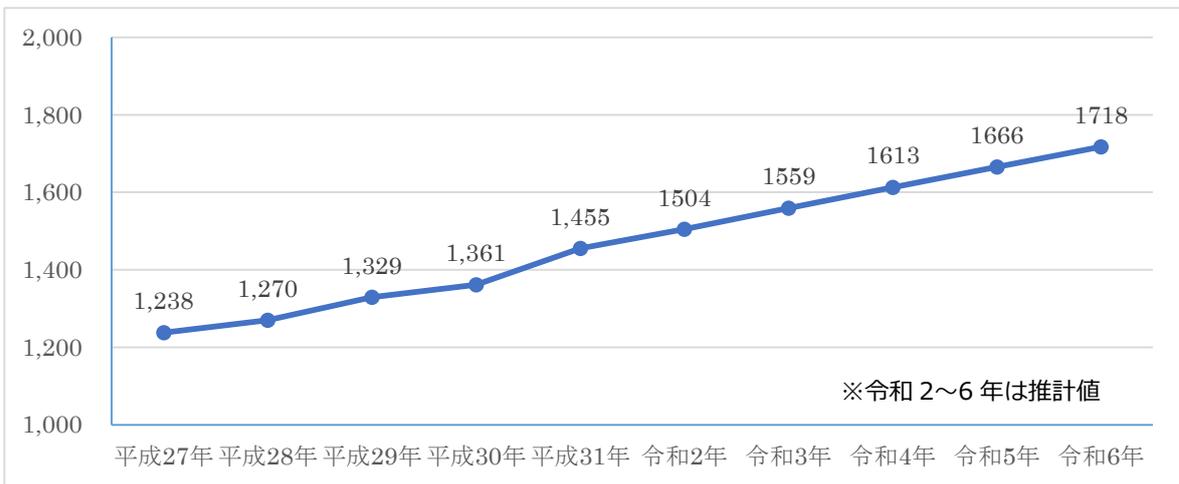
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
総人口	163,519	162,397	161,275	160,153	159,031
身体障害者	4906 3.00%	4937 3.04%	4967 3.08%	4997 3.12%	5025 3.16%
知的障害者	1504 0.92%	1559 0.96%	1613 1.00%	1666 1.04%	1718 1.08%
精神障害者	1537 0.94%	1608 0.99%	1677 1.04%	1746 1.09%	1813 1.14%
自立支援医療支給認定者	2894 1.77%	3004 1.85%	3113 1.93%	3219 2.01%	3324 2.09%

総人口推計資料：「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月）」（国立社会保障・人口問題研究所）

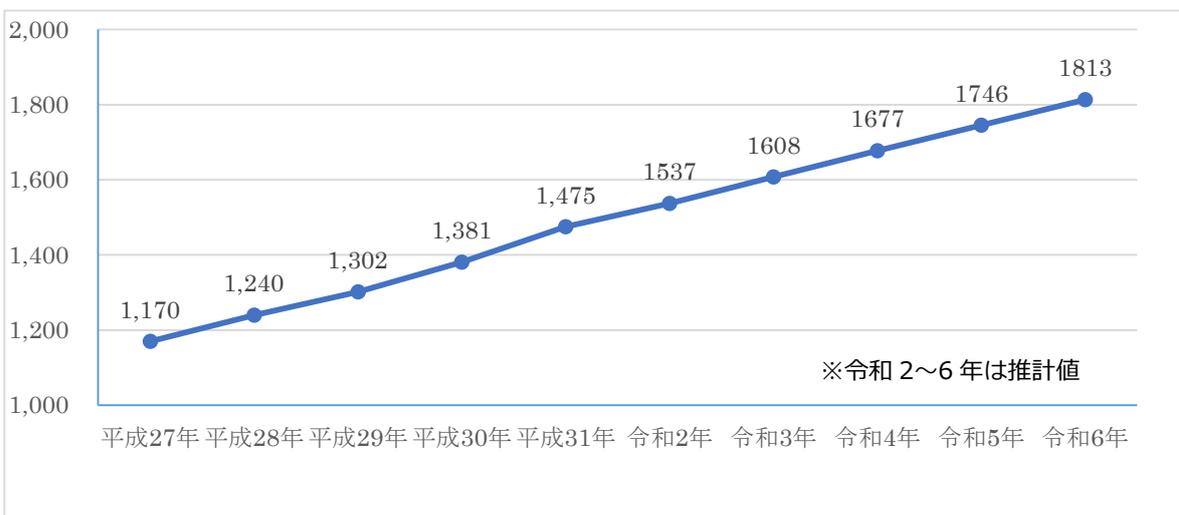
### 身体障害者数の推移



### 知的障害者数の推移



### 精神障害者数の推移

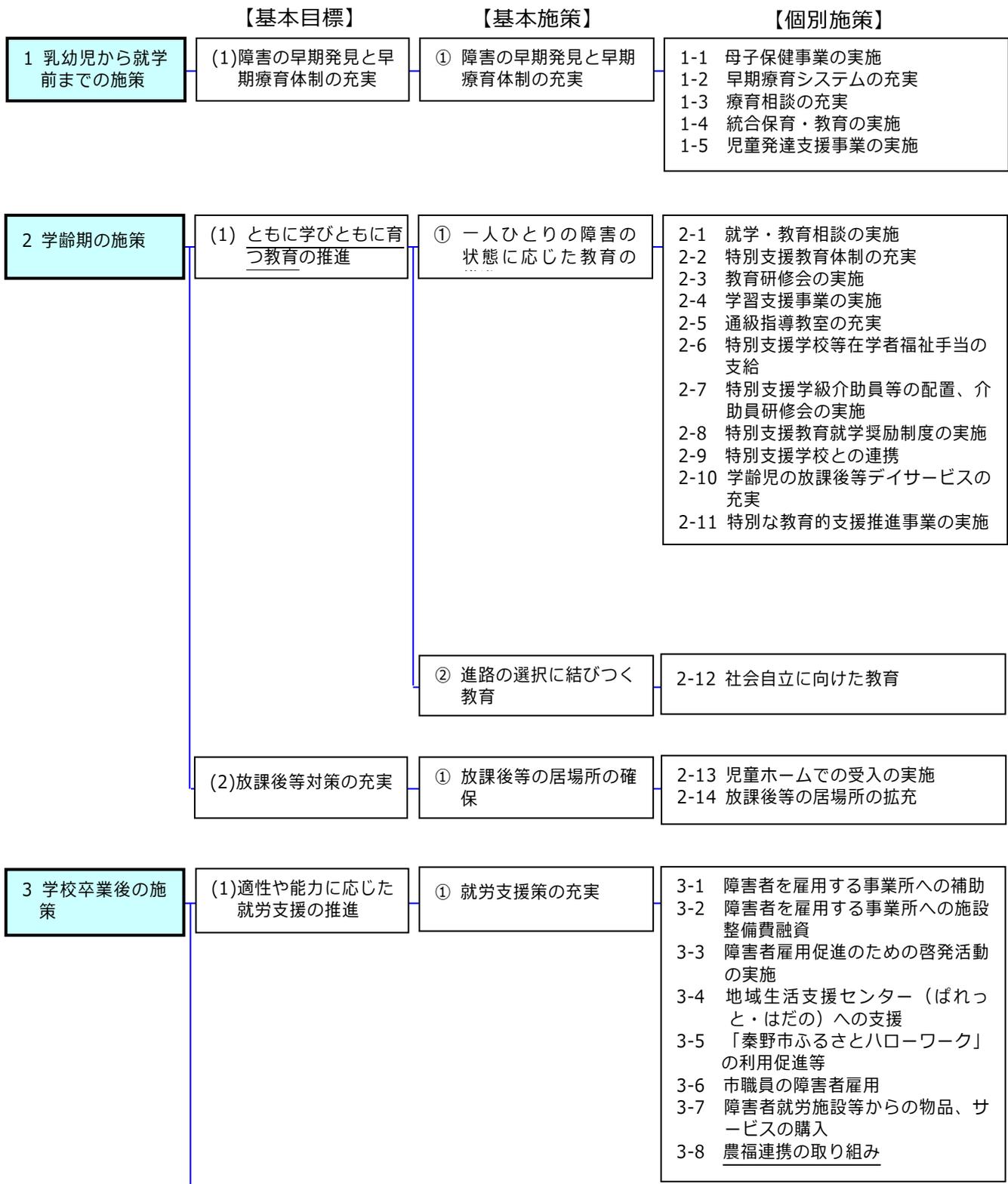


### 自立支援医療支給認定者数の推移

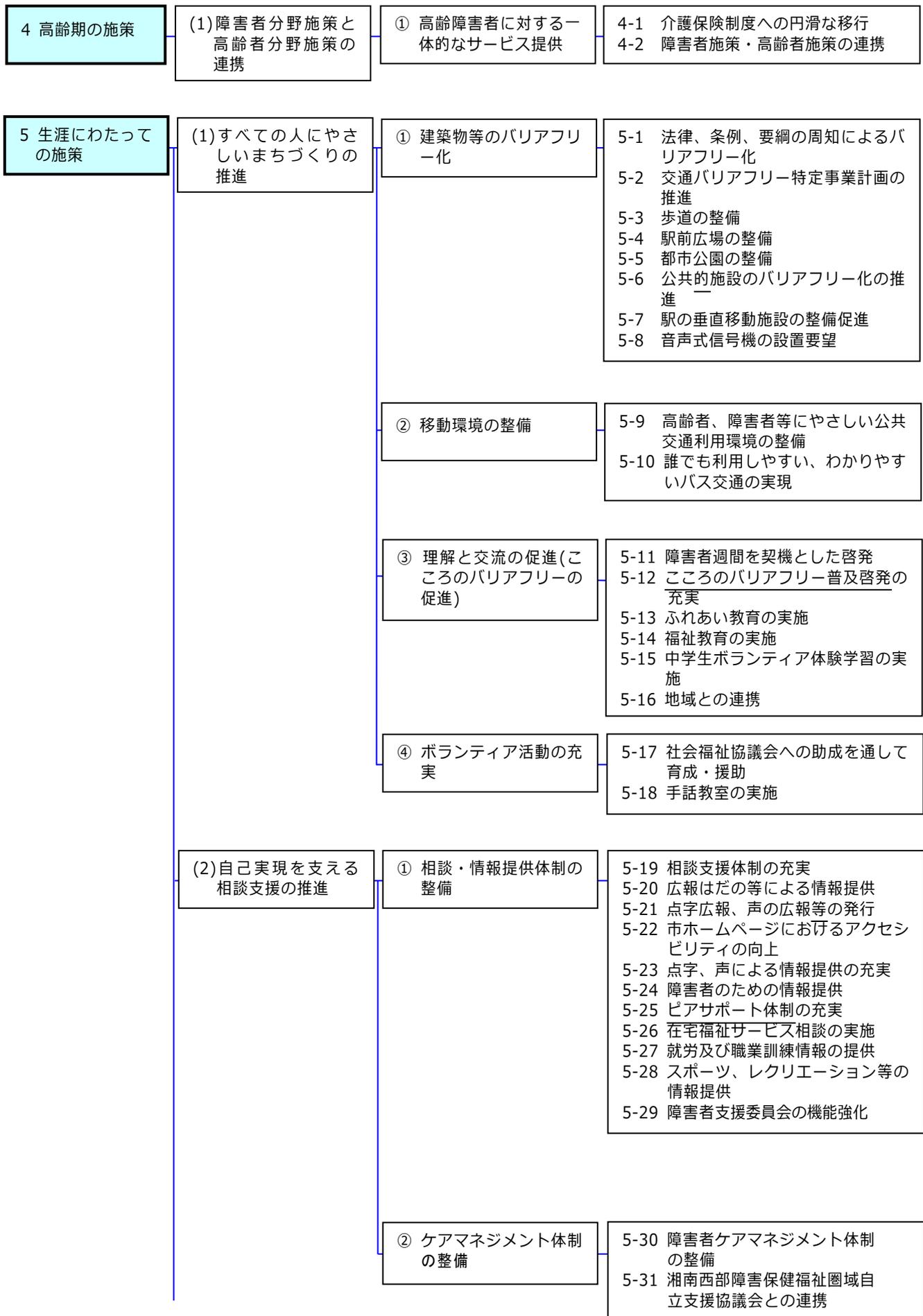


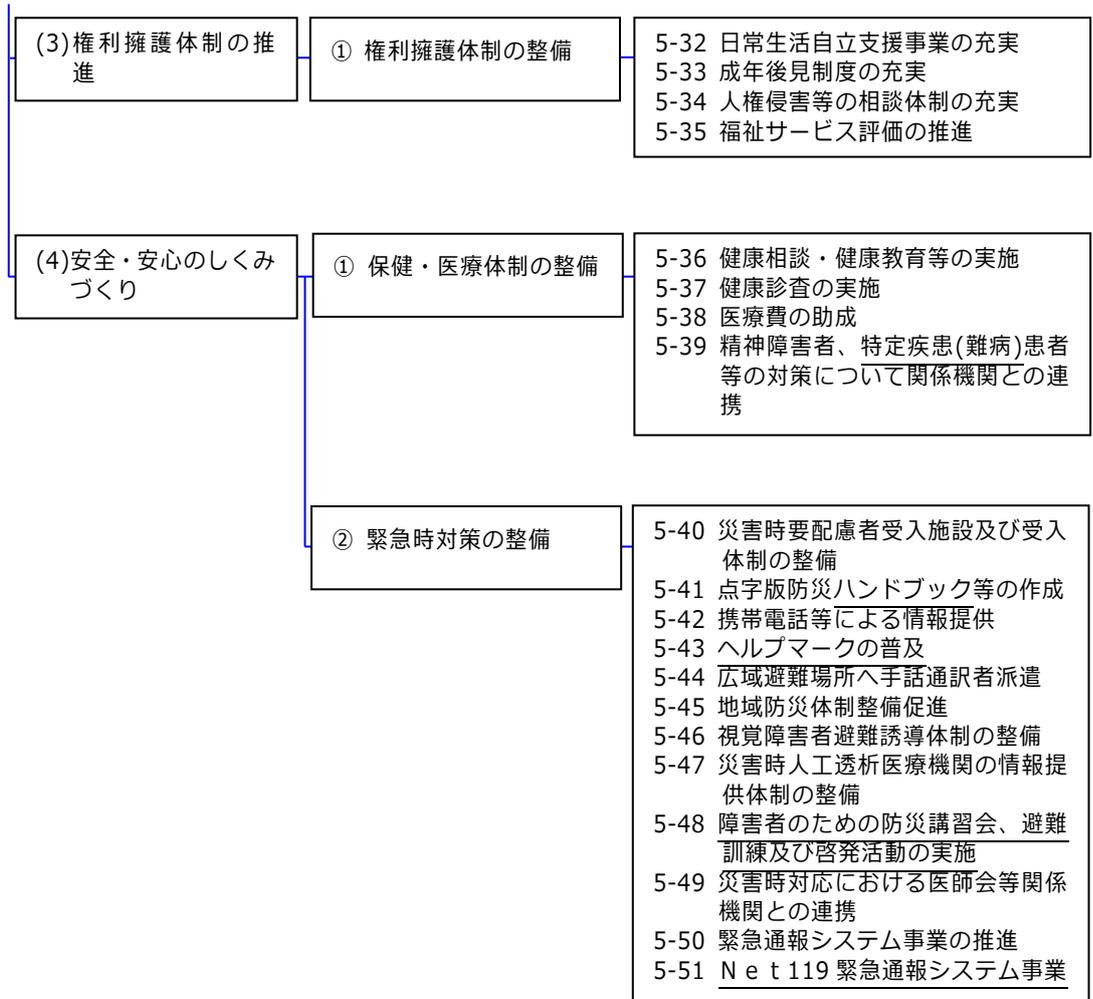
### 第3章 施策の展開

## 施策の体系



(2)社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進	① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	3-9 スポーツ大会参加者への支援 3-10 スポーツ教室の実施 3-11 スポーツ指導者の育成 3-12 障害者向けスポーツの普及 3-13 「ともしび秦野」の実施 3-14 図書館にともしび室の設置 3-15 図書館の障害者サービスの推進 3-16 たけのご学級の開催 3-17 障害者が社会参加しやすい環境整備
	② 外出支援(移動支援)策の充実	3-18 施設通所交通費の助成 3-19 自動車燃料費の助成 3-20 自動車改造費の助成 3-21 運転免許証取得の助成 3-22 タクシー乗車料金の助成 3-23 移動支援事業の実施
	③ コミュニケーション手段の確保	3-24 市役所手話通訳者設置の充実 3-25 手話通訳者の派遣 3-26 手話通訳者の養成 3-27 病院等への手話通訳者設置要望
	④ 当事者活動・社会参加活動の充実	3-28 当事者活動の促進
(3)地域生活支援の充実	① 福祉サービスの充実	3-29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の円滑な利用促進 3-30 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3-31 障害者給食サービスの実施促進 3-32 入浴サービスの充実 3-33 身体障害者補助犬の利用促進 3-34 移動支援事業の充実 3-35 日中一時支援事業の充実 3-36 福祉サービスを十分に利用できない人への支援の充実 3-37 ごみ及び資源の戸別収集の実施 3-38 グループホーム家賃助成の実施
	② 施設機能の充実	3-39 地域生活サポート事業の充実 3-40 地域活動支援センターの充実
	③ 多様な暮らしの場の整備	3-41 市営住宅の優先募集枠の確保 3-42 住宅設備改良費助成 3-43 グループホーム整備運営助成 3-44 地域生活移行の促進





# 1 乳幼児から就学前までの施策

## (1) 障害の早期発見と早期療育体制の充実

### ① 障害の早期発見と早期療育体制の充実

#### 【現状と課題】

発達障害が疑われる児童は、年々増加傾向にあり、障害のおそれのある児童に対しては、発達期にある乳幼児期に適切な治療や療育を行うことが、障害の軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

このため、保健・医療・福祉・教育等の連携を強化し、障害の早期発見と早期療育が必要です。

#### 《基本方針》

健康診査や統合保育・教育などの機会を通じて、一人ひとりの状況を把握できるように、関係機関の連携や人材育成の強化などにより、障害の早期発見とその後の適切な対応が図れるよう体制の充実を図ります。

#### 〈1-1〉 母子保健事業の実施 [こども家庭支援課]

乳幼児期における発育、発達について保護者の不安に対応し、疾病及び障害等の早期発見、早期対応のため、妊産婦新生児訪問、乳幼児健康診査、経過検診、教室等の事業を実施します。

また、必要に応じて関係課及び専門機関との連携により、個別に合った支援に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査受診者数 4か月児 865人、7か月児 892人、1歳児 936件、1歳6か月児 1,020人、2歳児 998人、3歳6か月児 1,158人</li> <li>・乳幼児経過検診（延べ受診者数） 146人</li> <li>・親子育児教室（延べ参加者数） 665人</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健の各事業において相談体制の充実を図ります。</li> <li>・関係課及び専門機関等との円滑な連携により、子どものよりよい成長を支援し、保護者の不安の軽減に努めます。</li> </ul>

#### 〈1-2〉 早期療育システムの充実 [障害福祉課]

障害児が早期から適切な治療、教育を受けるためのシステムを充実します。

ア 療育相談員による相談支援の実施

イ 保健福祉事務所、児童相談所との連携強化

ウ 障害児のために機能訓練及び生活訓練の実施

エ 言葉の発達上の問題を相談、指導、訓練するため、「ことばの相談室」での支援の実施

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ことばの相談室」で、言語訓練、心理訓練、グループ訓練を実施</li> </ul>
-----	---

	・保健福祉事務所、児童相談所との連携強化の一環として、保健福祉事務所、児童相談所、こども家庭支援課、及び障害福祉課で四者事務連絡会を開催
今後の方針・目標	障害児が、早期から適切な治療、療育を受けられるよう早期療育の充実を図ります。

〈1-3〉 療育相談の充実 [障害福祉課]

障害のある子どもが早期から適切な治療、教育を受けることができるよう、療育相談員、保健師による相談を引き続き実施します。

今後、相談業務を担う庁内関係課、関係機関との連携を密にし、一貫した円滑な療育システムの運用をコーディネートしていく機能を充実させます。

現状	療育相談員の相談件数は、5,578 件であるが、うちことばの相談室にかかる相談は、2,032 件、それ以外の相談が 3,546 件となっている。 その中で、検診等からの紹介、児童相談所等との四者事務連絡会などにより関係機関との情報連携をし、一貫した療育を心掛けている。
今後の方針・目標	相談業務を担うセクションとの緊密な連携による相談機能の充実を図ります。

〈1-4〉 統合保育・教育の実施 [障害福祉課・保育こども園課・教育指導課・教育総務課]

全ての子どもがともに学び、ともに育つ場として、必要に応じて幼稚園、認定こども園及び保育所で統合保育・教育を引き続き実施します。

現状	幼稚園巡回相談事業の実績 ・幼稚園 9 園の合計実施回数 44 回 ・年少児 24 名 年長 30 名 合計 54 名 統合保育・教育が必要な児童を認定するため、早期療育事業推進会議を 5 回実施し、150 件の案件を検討しました。 支援を必要とする園児一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、統合保育・教育の充実に努めています。 保護者の意向を十分に配慮した上で、集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対して、巡回相談を実施します。
今後の方針・目標	・集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対しての統合保育・教育を引き続き実施します。 ・研修等を通じ、専門的な知識や経験を持つ保育士等の育成に努めます。

〈1-5〉 児童発達支援事業の実施 [障害福祉課]

心身に発達遅れや障害のある就学前の乳幼児の早期療育の場として、母子ともに保育や療育の体験をし、子どもへの理解とよりよい発達を促すことを目的に生活訓練及び機能訓練を引き続き実施します。

また、待機する児童への対策として、児童発達支援事業所を新たに設置する法人への支援を行います。

現 状	【平成 30 年度】 ・児童発達支援事業所 9 か所
今 後 の 方針・目標	引き続き、子どもへの理解とよりよい発達を促すため、児童発達支援事業を実施します。

## 2 学齢期の施策

### (1) とともに学びともに育つ教育の推進

#### ① 一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進

##### 【現状と課題】

障害のある子どもが一人の人間として成長し、その能力を最大限に伸ばしていくことができるよう、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育を行う必要があります。

このため、小学生を対象とした通級指導教室、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校などで教育を行っています。

##### 《基本方針》

引き続き、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の充実を図ります。

#### 〈2-1〉 就学・教育相談の実施 [教育指導課]

特性に応じた適切な教育の機会を得るための就学相談、充実した学校生活を過ごすための教育相談を引き続き実施します。

現 状	【平成 30 年度】 ・ 就学相談件数 214 名 ・ 教育相談を実施
今 後 の 方針・目標	・ 就学先でのよりよい生活の実現に向けた適切な判断が行えるように引き続き丁寧な相談に努めます。 ・ 幼稚園から小学校、小学校から中学校への滑らかな接続ができるよう教育相談を充実させます。

#### 〈2-2〉 特別支援教育体制の充実 [教育指導課]

障害のある児童・生徒の障害の状況、発達段階及び特性に応じたまなびの場として、特別支援学級を引き続き設置します。

児童、生徒のニーズに応じた教育の場の提供に努め、通級指導教室の充実に努めます。

また、支援教育に関わる教員の専門性を高める研修の充実を図ります。

現 状	【平成 30 年度】	(小学校)	(中学校)
	・ 知的障害学級 ・ 肢体不自由学級 ・ 自閉症・情緒障害学級 ・ 病弱身体虚弱学級 ・ 弱視学級	24 学級 3 学級 28 学級 4 学級 1 学級	11 学級 1 学級 12 学級 1 学級

今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒のニーズに応じた学びの場を提供できるよう、通級指導教室の充実に努めます。</li> <li>・教員の専門性を高める研修を充実させます。</li> </ul>
----------	---

### 〈2-3〉 教育研修会の実施 [教育指導課]

教員を対象とした特別支援教育研修会を引き続き実施します。

今後は、総合教育センターの研修及び教育委員会主催の研修に加え、多くの教職員が参加できる校内研修の充実に努めます。

現 状	【平成 30 年度】
	小中一貫特別支援教育研修会(各校) 22 回
	教育課題研修会 1 回
	特別支援学級担当者会(研修会) 2 回
	教育支援助手研修会(発達障害) 1 回
	介助員研修会(発達障害) 2 回
	通級指導教室担当者巡回相談 12 回
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施し、参加拡大及び更なる充実に努めます。</li> <li>・現場の課題に合った研修を実施できるよう、ニーズの把握に努めます。</li> </ul>

### 〈2-4〉 学習支援事業の実施 [教育指導課]

学習支援事業の一環として、通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して大学生、大学院生支援協力者を派遣しています。

この事業を推進するに当たり、事前に臨床心理職巡回相談を実施して対象児童生徒にとって効果的な支援のあり方について助言をもらっています。

また、障害児加配がされている市立幼稚園に、年間 3 回から 5 回専門相談員を派遣して教員及び保護者への支援を実施しており、今後も、教員を対象とした巡回相談指導を実施します。

現 状	<p>通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して東海大学、上智大学短期大学部の協力を得て、支援協力者を派遣した。</p> <p>【平成 30 年度】 158 回</p>
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海大学心理・社会学教室及び上智大学短期大学部サービスラーニングセンターとの連携に努めます。</li> <li>・子ども家庭相談担当との連携に努めます。</li> </ul>

### 〈2-5〉 通級指導教室の充実 [教育指導課]

小学校通級指導教室では、平成 31 年度、大根小学校にまなびの教室を設置し、言語障害、構音障害、難聴、かん黙、発達障害等、一人ひとりの障害の状況に応じた支援の充実を目指します。

渋沢中学校通級指導教室では、個々の能力や特性に応じた指導を行い、学習や諸活動の中で生じる困難さや心理的な不適応を軽減、克服し、充実して過ごせるように支援を行います。

現 状	【平成 30 年度】 《ことばの教室》 末広小学校 25 人 西小学校 18 人 《まなびの教室》 本町小学校 26 人 渋沢小学校 18 人 《中学校通級指導教室（巡回型）》 渋沢中学校 16 人
今 後 の 方針・目標	・引き続き多様なニーズに対応できる場として体制を整備します。 ・専門家による技術指導の場を適宜設定します。

〈2-6〉 特別支援学校等在学者福祉手当の支給 [障害福祉課]

特別支援学校など在学习者福祉手当を引き続き支給します。

現 状	特別支援学校に在学する在宅児童の保護者に支給 【平成 30 年度】 支給対象者数 111 人
今 後 の 方針・目標	学校等との連携により対象者へのさらなる周知を図ります。

〈2-7〉 特別支援学級介助員等の配置、介助員研修会の実施 [教育指導課]

特別支援学級に介助員を配置するとともに、障害特性が重度化、重複化する児童・生徒への支援に対応するための介助員研修会を引き続き実施します。

現 状	【平成 30 年度】 特別支援学級介助員 53 名を配置。 小学校 47 名 中学校 6 名 介助員研修会を開催（2 回）
今 後 の 方針・目標	多様な支援ニーズを有する児童生徒の、学習の充実や安全確保の対応に必要な不可欠なため、引き続き介助員を配置してまいります。

〈2-8〉 特別支援教育就学奨励制度の実施 [学校教育課]

特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費を援助します。

現 状	特別支援学級へ就学する児童 224 名、生徒 82 名を援助しました。
今 後 の 方針・目標	引き続き特別支援教育就学奨励費を支給します。

〈2-9〉 特別支援学校との連携 [障害福祉課]

特別支援学校と福祉事業者との連携を図るため、教員と福祉事業所職員との懇談会を開催します。

現 状	特別支援学校、福祉事業所及び行政が在籍児について、情報共有を行っている。この他、懇談会は行っていないが、必要に応じ個別ケース会議などにより連携している。
今後の方針・目標	教員と福祉事業所との懇談会の実現に努めます。

〈2-10〉 学齢時の放課後等デイサービスの充実 [障害福祉課]

放課後や夏休み等における居場所の確保が求められている等を踏まえ、単なる居場所としてだけでなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として放課後等デイサービスの充実を図ります。

現 状	【平成 30 年度】 ・放課後等デイサービス事業所 17 か所
今後の方針・目標	引き続き適切に支給決定するとともに、新たに開設する法人を支援し、児童の発達支援を促進します。

〈2-11〉 特別な教育的支援推進事業の実施 [教育指導課]

特別な教育的支援に必要な児童、生徒への的確な支援を実施するために、すべての学校に校内支援委員会を設置するとともに、対象児童、生徒の個別支援計画を作成、活用するために、医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を図ります。

また、障害のある児童、生徒の個々の成長に合わせた教育の充実に努めるとともに特別支援教育に携わる関係教職員の資質の向上に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての学校に校内支援委員会を設置</li> <li>・医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を実施</li> <li>・臨床心理士によるアセスメントをもとにした教育相談事業を小、中学校対象に実施</li> </ul>
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内支援委員会がイニシアチブをとって、特別な教育的支援に必要な児童生徒への的確な支援を実施します。</li> <li>・医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を努めます。</li> <li>・関係教職員の資質の向上及び指導の充実のために特別支援学校との連携、協力を努めます。</li> <li>・関係教職員の資質の向上に向けて研修会の充実を図ります。</li> </ul>

## ② 進路の選択に結びつく教育

### 【現状と課題】

職場体験などの多様な体験活動は、将来の就労や社会参加に向けて望ましい職業観、勤労観や自己理解などを育むために、大変有意義なものです。

### 《基本方針》

地域資源の有効活用など地域との連携を図り、豊かな体験活動ができる環境の整備に努めます。

### 〈2-12〉 社会自立に向けた教育 [教育指導課]

各学校の特別支援学級においては「作業学習」として領域、教科を合わせた指導が行われています。

将来の職業生活や社会自立を目指し、児童、生徒の働く意欲や力を培い、生活する力を高めることを意図して行われている学習です。

現 状	学校バザーで販売するなど、目的に即して農園芸、木工、織物紙工、調理などの作業学習を実施
今 後 の 方針・目標	将来の自立に向け、「作業学習」、「総合的な学習の時間」等に社会自立に向けた取組みを意図的、計画的に取り入れ、様々な体験活動を通して職業観、勤労観、自己理解等の育成に努めます。

## (2) 放課後等対策の充実

### ① 放課後の居場所の確保

### 【現状と課題】

保護者の就労や疾病等により放課後や夏休み等に自宅で適切な保護を受けることができない児童、生徒がいます。

### 《基本方針》

児童ホーム等で一定時間保護するとともに、集団での生活等を通じ生活指導を行うことにより児童、生徒の健全な育成を図ります。

### 〈2-13〉 児童ホームでの受入の実施 [こども育成課・保育こども園課]

障害のある児童もない児童もともに放課後を安全かつ健全に過ごす場として、小学校1年生から4年生までの児童の受入れを、引き続き実施します。

現 状	支援員の加配や、研修の実施により、市内13小学校28児童ホームで受入れ体制を実施
-----	--

今 後 の 方針・目標	集団生活が可能である障害児の受け入れを引続き実施します。 研修等を通じ、支援員が障害児についての理解を深められるよう努めます。
----------------	--

〈2-14〉 放課後等の居場所の拡充 [障害福祉課]

小学4年生から高校生までの障害児の放課後や夏休み等に過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

現 状	放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業を適切に支給決定することにより居場所づくりを推進。
今 後 の 方針・目標	引き続き、適切に支給決定を実施します。

### 3 学校卒業後の施策

#### (1) 適性や能力に応じた就労支援の推進

##### ① 就労支援策の充実

###### 【現状と課題】

障害のある人が地域の中で安定した生活を送るためには、就労は非常に重要な要素の一つであります。

障害者雇用については、「障害者雇用促進法」に基づき雇用促進が図られていますが、今後もより一層の雇用の促進を図るとともに、就労の継続支援や就労を妨げる社会的障壁の除去などを推進する必要があります。

###### 《基本方針》

障害のある人の雇用拡大に向け、障害のある人が、その適性や能力に応じて働く場を選択し、就労が継続できるように努めます。

また、秦野市地域生活支援センターを中心に、「就業・生活支援センター」、「ハローワーク」、「就労移行支援事業所」及び「特別支援学校」等の関係機関と連携し、在学時からの進路選択が円滑に行われるように、また、就労後の生活支援も含めた総合的な就労支援体制を整備します。

#### 〈3-1〉 障害者を雇用する事業所への補助 [産業振興課]

障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する中小企業に補助金を交付します。

今後も引き続き、本制度の周知を図るとともに、法定雇用率が達成できるような国、県と連携しながら、中小企業に対して障害者雇用の啓発に努めます。

現 状	【平成 30 年度】 補助実績：23 社 39 人
今 後 の 方針・目標	引き続き、制度の周知を行い、障害者雇用の啓発を図ります。

#### 〈3-2〉 障害者を雇用する事業所への施設整備費融資 [産業振興課]

障害者の雇用の安定及び促進を図ることを目的に、障害者を雇用する又は雇用しようとする中小企業者等が行う障害者の労働環境整備に必要な資金を、市が預託している金融機関を通じて融資します。

現 状	障害者が就労しやすい環境整備をするため、障害者を雇用する中小企業者に施設整備のための融資制度の周知に努めました。
今 後 の 方針・目標	より一層制度の周知を図り、利用促進に努めます。

- 〈3-3〉 障害者雇用促進のための啓発活動の実施 [障害福祉課・産業振興課]  
 障害者雇用促進のため、引き続き、国・県等と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、効果的な啓発方法について検討します。

現 状	<p>障害者雇用の促進に向け、国、県等と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、市ホームページ等を利用して啓発に努めました。</p> <p>障害者支援懇話会就労部門において、企業雇用担当者向けの障害者雇用促進セミナーを開催しました。また、市内の福祉事業所が一同に会し、説明会を行う「秦野市福祉事業所合同説明会」をしました。</p>
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、就労支援啓発のためのセミナーを実施します。</li> <li>・引き続き、秦野市福祉事業所合同説明会を実施します。</li> </ul>

- 〈3-4〉 地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）への支援 [障害福祉課]  
 障害者授産施設や作業所で作製した製品の販路拡大や仕事の受注のため、また、障害者の一般就労に向けた就労支援を行うために、市内の福祉施設が共同で設置する地域生活支援センターへの支援を引き続き行います。

現 状	<p>平成 29 年 4 月に「一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構」が設立され、同年 10 月に、地域での安心・安全な生活と共生社会の実現に向けた拠点として「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」を開設しました。</p> <p>「生活支援」及び「就労支援」を一体的に行うことにより障害者の支援の充実を図ると共に、就労相談員の設置を行うなど法人への支援を行いました。</p>
今後の方針・目標	<p>拠点としての機能を強化していきます。</p>

- 〈3-5〉 「秦野市ふるさとハローワーク」の利用促進等 [産業振興課]  
 公共職業安定所の出先機関である「秦野市ふるさとハローワーク」では、職業相談員を配置し、求人、求職相談、職業紹介の実施、職業情報の提供等を行っており、市では、この利用促進を図っています。
- また、公共職業安定所が実施する障害者就職面接会の後援、協力を行っており、今後も公共職業安定所等の関係機関や県の障害者仕事サポーターとより連携を強化し、雇用の促進に努めます。

現 状	<p>毎年、公共職業安定所が主催している、合同就職面接会へ協力する等、関係機関と連携するとともに、広報はだの、市ホームページで、秦野ふるさとハローワーク及び合同就職面接会の</p>
-----	--

	周知を図りました。 秦野市障害者支援懇話会就労部門に公共職業安定所の雇用指導官を構成員として新たに加え、障害者の就労支援体制の充実等を図るための協議や、企業の雇用担当者向けに雇用促進セミナー等を開催しました
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所との連携を強化します。</li> <li>・県の障害者しごとサポーターとの連携を強化します。</li> </ul>

### 〈3-6〉 市職員の障害者雇用 [人事課]

市職員の採用に当たり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき、障害者の法定雇用率の達成に向けて、計画的な採用に努めます。

現 状	平成 30 年 4 月から障害者雇用率の見直し（引き上げ）がされ、平成 31 年 3 月 31 日現在、本市の障害者雇用率は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規程に基づく障害者雇用率を下回っています（法定雇用率 2.5%に対し、本市の雇用率は 2.32%）。
今後の方針・目標	障害者の法定雇用率の達成に向けて、計画的な採用に努めます。

### 〈3-7〉 障害者就労施設等からの物品・サービスの購入 [障害福祉課]

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」の施行に伴い、優先的、積極的に購入するように努めるため調達方針を策定し、調達実績の公表を行います。

現 状	毎年、調達方針を策定し、調達実績を市のホームページで公表しています。
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き庁内に周知し、購入促進に努めます。</li> <li>・商品サンプルやカタログなどを提示しながら商品の P R を行います。</li> </ul>

### 〈3-8〉 農福連携の取り組み [障害福祉課・農業振興課]

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みとして農福連携の推進を図ります。

現 状	「農福連携」について検討しています。
今後の方針・目標	農業分野関係機関等と連携し、農福連携の認知度の向上を図るとともに、農福連携に取り組む機会の拡大やニーズをつなぐマッチングの仕組みづくり等について検討を進めます。

## (2) 社会参加・生涯学習活動の環境整備の促進

### ① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

#### 【現状と課題】

障害のある人が地域の中で豊かな生活を送るためには、地域のスポーツや文化活動など様々な分野で活動することが非常に重要な要素の一つとなります。

そのためには、障害のある人が参加、活動しやすい環境を整備するとともに、障害のあるなしに関係なく、一緒に交流できる環境づくりを推進します。

#### 《基本方針》

引き続き、いつでも、どこでも、だれもが参加、活動しやすい施設整備や事業の企画を行うとともに、指導者やボランティア等の人材育成に努めます。

#### 〈3-9〉 スポーツ大会参加者への支援 [障害福祉課]

国、県等の実施する各種スポーツ大会への参加者へ支援します。

現 状	第 13 回神奈川県障害者スポーツ大会の 6 競技に、延べ 117 人が参加しました。 第 19 回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」(10 月)に、神奈川県代表として 8 名が選ばれました。 また、大会参加者に対しては、送迎等の支援を行い、全国大会出場者には、祝い金を贈呈しました。
今 後 の 方針・目標	引き続き助成し、スポーツ大会への参加を推進します。

#### 〈3-10〉 スポーツ教室の実施 [スポーツ推進課]

本市スポーツ施策の実行組織である(公財)秦野市スポーツ協会により障害者のためのスポーツ教室を引き続き実施します。

現 状	(公財)秦野市スポーツ協会において、障害者のための教室を継続的に開催しました。 【平成 30 年度実績】 ・障害児・者親子スポーツ教室 年 12 回、延べ 306 人参加 ・障がい者水中運動教室 年 8 回、延べ 31 人参加
今 後 の 方針・目標	障害児・者のニーズを把握し、スポーツ教室の内容や指導方法等の調査、研究を進め、参加者の増加を図ります。

#### 〈3-11〉 スポーツ指導者の育成 [スポーツ推進課]

本市スポーツ施策の実行組織である(公財)秦野市スポーツ協会により障害者

スポーツ指導者の育成を引き続き実施します。

現 状	<p>(公財) 秦野市スポーツ協会において、スポーツ指導者等の人材を育成するため、講演会やスキルアップセミナーを開催しました。</p> <p>【平成 30 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツドクター等健康指導講演会 年 1 回、58 人参加</li> <li>・スポーツ指導者・支援者等スキルアップセミナー 年 3 回、延べ 98 人参加</li> <li>・スポーツサポーター養成セミナー 年 1 回、52 人参加</li> <li>・3033 運動普及指導員養成講習会 年 1 回、26 人参加</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	指導充実のための調査、研究及び指導者の養成を検討します。

〈3-12〉 障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及 [障害福祉課・スポーツ推進課]

障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及を引き続き推進します。今後も活動場所の提供に努めて行きます。

現 状	<p>障害者と健常者がともに楽しめるスポーツイベントを(公財)秦野市スポーツ協会と連携して開催しました。</p> <p>【平成 30 年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 はだのチャレンジデー2018</li> <li>2 はだのパラスポーツフェスティバル 2018:参加者数 769 人 基調講演:成田真由美氏(パラリンピック競泳)</li> <li>3 車いすテニス・ニューミックス大会:24 人(車いす者及び健常者各 12 人)</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 14 回はだの丹沢水無川マラソン大会 視覚障害者や車椅子利用者の出場が可能(車椅子はまめっこの部)</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の障害に応じたスポーツの普及に努めます。</li> <li>・障害のある方もない方も共にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。</li> </ul>

〈3-13〉 「ともしび秦野」の実施 [地域共生推進課]

福祉をより身近なものとして広く市民に理解を求め、思いやりと助け合いの心を育て、誰もが住み良い地域社会の実現を目指し、10月の福祉推進月間に合わせて、社会福祉大会を開催しています。

地域福祉の向上に貢献されている方々への表彰や文化活動を促進するため、活動の発表の場である福祉展及び模擬店事業を関係機関の協力を得て実施します。

現 状	<p>【平成 30 年度】</p> <p>10 月 20 日（土）に文化会館において、表彰式、障害者団体などによる福祉展、模擬店を実施しました。</p> <p>また、アテネパラリンピックほか女子競泳金メダリストの成田真由美さんによる基調講演を行いました。</p> <p>平成 29 年度から総合体育館において、車いすバスケットボールなどパラスポーツを体験できるパラスポーツフェスティバルを同日開催しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>福祉をより身近に感じてもらえるような事業内容にし、関係団体や会場スペースを調整しながら継続して実施していきます。</p>

### 〈3-14〉 図書館にともしび室の設置 [図書館]

視覚障害者のため、図書館にともしび室を引き続き設置します。ともしび室には拡大読書器、対面朗読席、録音図書、点訳本等を設置しています。

現 状	<p>対面朗読サービスの際に、ともしび室を利用している。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>対面朗読利用日数 29 日</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ともしび室の利用促進に努めます。</li> <li>・対面朗読ボランティア等の育成、支援を図ります。</li> </ul>

### 〈3-15〉 図書館の障害者サービスの推進 [図書館]

図書館利用に障害のある人へ図書館サービスを提供するための調査、研究を行うとともに、より良いサービスを推進します。

現 状	<p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面朗読利用日数 29 日</li> <li>・障害者用の録音図書としてデイジー図書のデータ登録を行った。</li> <li>デイジー図書登録数 91 タイトル</li> <li>・障害者用の図書資料を受入した。</li> <li>点訳本 17 冊</li> <li>拡大写本の受入 8 冊</li> <li>・ボランティアの協力により拡大写本の閲覧提供を行っている。</li> <li>・高齢等のため図書館を利用するのに障害のある方たちのために、椅子の配置等施設の整備に努めた。</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等による対面朗読を推進します。</li> <li>・すべての障害者等に対する新たな貸出サービスや障害者に配慮したHPの構築等、調査、研究します。</li> <li>・利用者にやさしい施設整備を進めます。</li> </ul>

〈3-16〉 たけのご学級の開催 [生涯学習課]

知的障害者のための生きがいづくり、社会参加の機会を提供するための施策として、たけのご学級を引き続き実施します。

今後も、指導者、補助者、施設団体などと連携を図り、学級生の生きがいづくりの促進を図ります。

現 状	<p>原則毎月第3日曜日に開催。</p> <p>【平成30年度】11回</p> <p>内容は、グループ活動（スポーツ・音楽・手工芸）を中心に、七夕飾り、レクレーション、中学生との交流会、クリスマス会、書き初め、運動会、お楽しみ会を実施している。</p> <p>運営はボランティアと協働で行っている。</p> <p>また、学級生の保護者で組織している「保護者会」が、側面的に支援している。</p> <p>学級生40人（延べ参加者数334人）。ボランティア登録30人（延べ参加者数207人）。</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級生の生きがいづくりを促進します。</li> <li>・集団生活の中での自主性の養成に努めます。</li> </ul>

〈3-17〉 障害者が社会参加しやすい環境整備 [障害福祉課]

障害者が参加しやすくなるようにバリアフリーを意識した事業企画を行うよう庁内に周知します。

現 状	<p>社会福祉大会、福祉展およびパラスポーツフェスティバルを同時開催し内容の充実に努めるとともに、誰もが参加できるイベントを実施した。</p> <p>地域での理解と交流（こころのバリアフリー）を促進するため、ガイドブック「障害を知ろう」を作成し配布を行い啓発した。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>引き続き、誰もが参加しやすい事業の企画ができるよう、必要な支援・配慮について周知します。</p>

## ② 外出支援(移動支援)の充実

### 【現状と課題】

障害のある人の社会参加や社会活動圏を拡大するためには、外出するための移動手段を整備するとともに、移動支援を充実させる必要があります。

### 《基本方針》

引き続き、利用しやすい移動手段を整備するとともに、移動やコミュニケーションに困難を伴う人に対して、その障害の状況等に配慮したきめ細かな支援をしていきます。

### 〈3-18〉 施設通所交通費の助成 [障害福祉課]

自立更生を目的に社会福祉施設に通所、通園する身体、知的障害者や地域作業所等へ通う精神障害者のため交通費を助成します。

現 状	経路ごとの交通費に通所日数を乗じた額を助成する。 【平成 30 年度】 助成対象者：279 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

### 〈3-19〉 自動車燃料費の助成 [障害福祉課]

重度障害者が生活のために自分の所有する自動車を自ら運転する場合や 18 歳未満の重度障害者の保護者等が運転する場合、その運行に伴う燃料費を引き続き助成します。

現 状	【平成 30 年度】 助成対象者 405 人 【対象者】 ・身体障害 1,2 級 ・知的障害 A1,A2 ・精神障害 1 級 【助成額】 ・月額 2,000 円 ※自動車税減免者は 1,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き助成するとともに、対象者への更なる周知を図ります。

### 〈3-20〉 自動車改造費の助成 [障害福祉課]

身体障害者が自ら所有し運転するための自動車のハンドル、アクセル等の改造に対し助成します。

現 状	【平成 30 年度】助成対象者 3 人 288,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈3-21〉 運転免許証取得の助成 [障害福祉課]

身体障害者が運転免許証を取得する場合に助成します。

現 状	【平成 30 年度】助成対象者 1 人 100,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈3-22〉 タクシー乗車料金の助成 [障害福祉課]

重度障害者、特定疾患（難病）患者、ねたきり高齢者登録者の社会参加等を促進するため、タクシーの乗車料金の助成をします。

現 状	<p>【平成 30 年度】 助成対象者 1872 人</p> <table border="0"> <tr> <td>【対象者】</td> <td>【助成額】</td> </tr> <tr> <td>・身体障害 1,2 級</td> <td>・1 月 500 円券×4 枚</td> </tr> <tr> <td>・知的障害 A1,A2</td> <td>・透析は 1 月 500 円券×6 枚</td> </tr> <tr> <td>・精神障害 1 級</td> <td>・特別障害者手当受給者は、 1 月 500 円券×8 枚</td> </tr> <tr> <td>・特定疾患</td> <td>※自動車税減免者は半分</td> </tr> <tr> <td>・寝たきり高齢者</td> <td></td> </tr> </table>	【対象者】	【助成額】	・身体障害 1,2 級	・1 月 500 円券×4 枚	・知的障害 A1,A2	・透析は 1 月 500 円券×6 枚	・精神障害 1 級	・特別障害者手当受給者は、 1 月 500 円券×8 枚	・特定疾患	※自動車税減免者は半分	・寝たきり高齢者	
【対象者】	【助成額】												
・身体障害 1,2 級	・1 月 500 円券×4 枚												
・知的障害 A1,A2	・透析は 1 月 500 円券×6 枚												
・精神障害 1 級	・特別障害者手当受給者は、 1 月 500 円券×8 枚												
・特定疾患	※自動車税減免者は半分												
・寝たきり高齢者													
今 後 の 方針・目標	引き続き助成するとともに、対象者への更なる周知を図ります。												

〈3-23〉 移動支援事業の実施 [障害福祉課]

重度身体障害者や視覚障害者の外出を援助するため、ボランティア輸送を行う団体に対して委託事業を実施します。

現 状	<p>屋外での移動に困難がある障害児・者に対して、外出のための付添いヘルパーを派遣し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図った。</p> <p>【平成 30 年度】 実利用人数 217 人 延べ利用時間数 12,236 時間</p>
今 後 の 方針・目標	引き続き実施します。

### ③ コミュニケーション手段の確保

#### 【現状と課題】

聴覚障害者は、情報の収集及び利用などに大きな支障があるため、地域の中で安定した生活を送るためには、コミュニケーション手段の確保が必要になります。

また、「遠隔手話通訳サービス」「電話リレーサービス」などの新たなサービスについて先進事例を検討します。

#### 《基本方針》

聴覚障害者が外出する際の手話通訳者派遣を引き続き実施するとともに、不足している手話通訳者の養成を推進します。

#### 〈3-24〉 市役所手話通訳者設置の充実 [障害福祉課]

聴覚障害者の相談、手続き等の通訳のため、市役所における手話通訳者設置の充実を図ります。

現 状	平成 30 年度から手話通訳士の国家資格を有する特定職員を雇用し、週 3 日、月水金の午前 9 時から午後 4 時まで手話通訳者を設置しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き実施します。

#### 〈3-25〉 手話通訳者の派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、公共施設、病院等の外出時及び緊急に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

現 状	【平成 30 年度】 226 件（延べ 258 人）、通訳者 12 人
今 後 の 方針・目標	・消防本部と連携し、新たな緊急通報システム「Net 119」を運用します。 ・引き続きニーズを把握し、迅速に派遣できるようにします。

#### 〈3-26〉 手話通訳者の養成 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、手話通訳者の養成を推進します。

また、手話通訳を必要とする市内の聴覚障害者数に対して、登録している手話通訳者だけでは対応が困難なケースもあることから、手話通訳者養成講座等を通じて手話通訳者の増加及びスキルアップを図ります。

現 状	【平成 30 年度】 手話奉仕員養成事業：述べ 40 回 手話通訳者（士）養成事業：20 回
-----	--

今後の方針・目標	引き続き養成を推進します。
----------	---------------

〈3-27〉 病院等への手話通訳者設置要望 [障害福祉課]

病院等の公的機関への手話通訳者の設置要望については、聴覚障害者協会等を通してニーズを把握し、対応を検討します。

現 状	手話通訳者派遣申請を受けて、通訳者の派遣を実施しています。
今後の方針・目標	ニーズを把握し、対応を検討します。

④ 当事者活動・社会参加活動の充実

【現状と課題】

障害者団体等の育成を図るためには、当事者活動への支援が必要です。

《基本方針》

障害のある人自らが主体的に動き、参加し、主張していくという取り組みを推進するため必要な支援方法を検討し、支援をしていきます。

〈3-28〉 当事者活動の促進 [障害福祉課]

社会参加と自己決定を進めるために、障害者団体等の当事者活動を促進し、社会参加の拡大を図ります。

現 状	公共施設等の清掃ボランティア等を行う障害者本人の会に本人活動支援事業を実施
今後の方針・目標	支援方法を検討し、引き続き当事者活動を促進します。

### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 福祉サービスの充実

##### 【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活を送るためには、個々の状況に応じた多様な支援が必要となります。

障害者総合支援法では、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みですが、利用者が適切にサービスを利用することができるよう、相談体制、情報提供の充実を図る必要があります。

##### 《基本方針》

利用者本位の考え方にに基づき、市民一人ひとりの多様なニーズに応えられる地域生活体制を整備し、サービスの量的・質的な充実に努めます。

その際には、本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、サービス供給の担い手の拡大を図るなど、個々の状況に適したサービスの選択ができる体制を整備します。

また、一人ひとりの生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアマネジメント体制の構築を図ります。

#### 〈3-29〉 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）の円滑な利用促進 [障害福祉課]

障害者総合支援法では、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みであり、利用にあたっては、適切な情報の取得や、一人ひとりの状況を踏まえた相談が大切になります。

このため、相談支援体制を充実させることを目的として、基幹相談支援センター相談支援事業者と緊密に連携を取りながら、情報提供・相談体制の充実に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>・基幹相談支援センター主催により、相談支援事業者等への研修を実施する等、相談支援体制の充実に努めました。</li><li>・相談支援専門員とサービス管理責任者や児童発達責任者等とのネットワーク構築のための会議等を実施しました。</li></ul> 平成 31 年 3 月現在の相談支援事業所数 17 箇所 <ul style="list-style-type: none"><li>・サービス必要量を確保するための整備を進めました。</li><li>・一人ひとりのニーズにあったサービス提供に努めました。</li></ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援事業者の研修等を実施し、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実に努めます。</li><li>・引き続き障害福祉計画で見込んだサービス必要量を確保するための提供基盤の整備を進めます。</li><li>・利用者に対する情報提供、相談体制の充実に努め、一人ひとりのニーズにあったサービス提供に努めます。</li></ul>

〈3-30〉 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [障害福祉課]  
 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築の必要があります。

現 状	協議の場の設置に向けて検討しています。
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置</li> <li>・精神障害への理解を深める普及啓発の実施</li> </ul>

〈3-31〉 障害者給食サービスの実施 [障害福祉課]  
 日常の食生活に支障がある在宅障害者に定期的に食事を配達する給食サービスを実施し、安否確認や食生活の改善・健康増進を図ります。

現 状	<p>【平成 30 年度】</p> <p>利用者数：8 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者 5 人</li> <li>・身体障害者 2 人</li> <li>・知的障害者 1 人</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	引き続き、実施します。

〈3-32〉 入浴サービスの充実 [障害福祉課]  
 家庭での入浴が困難な障害者に対して入浴車等により入浴を行うサービスの充実を図ります。  
 今後は、利用者の重度化傾向及び介護家族不在の利用者が増えると予想されることから、サービス提供回数の増加を図ります。

現 状	<p>在宅介護の負担軽減のため、家庭での入浴が困難な寝たきり状態にある重度身体障害者に対し、定期的に入浴サービスを実施した。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>施設入浴 57 回（実人数 2 人）</p> <p>訪問入浴 1,024 回（実人数 12 人）</p> <p>計 1,081 回（実人数 14 人）</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの充実を図ります。</li> <li>・サービス提供事業所の拡大に努めます。</li> </ul>

〈3-33〉 身体障害者補助犬の利用促進 [障害福祉課]  
 視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者の日常生活動作を補助し、自立と

社会参加を促進するため神奈川県では身体障害者補助犬の給付を行っています。  
 公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。

現 状	神奈川県で給付、相談を実施 市ホームページで情報提供を行い、法律の周知に努めました。
今後の方針・目標	引き続き、補助犬の利用が円滑に進むよう周知します。

〈3-34〉 移動支援事業の充実 [障害福祉課]

屋外での移動が困難な障害児、者の外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業として実施しています。

現 状	屋外での移動に困難がある障害児・者に対して外出のための付添いヘルパーを派遣し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図った。 【平成 30 年度】 実利用者 217 人 延べ利用時間 12,236 時間
今後の方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

〈3-35〉 日中一時支援事業の充実 [障害福祉課]

福祉施設等における日中一時支援により、障害児、者の活動場所を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を図る事業として実施しています。

現 状	家族の就労支援及び一時的な休息を図るため、障害児・者の活動場所を確保し、障害児・者の日中活動を支援した。 【平成 30 年度】 実利用者 292 人 延べ利用回数 12,159 回
今後の方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

〈3-36〉 福祉サービスを十分に利用できない人への支援の充実 [障害福祉課]

発達障害など福祉サービスを十分に利用できない人に対し、一人ひとりの日常生活に必要なサービスの充実に努めます。

現 状	日中一時支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業を提供し、地域活動を支援するとともに、安定した方については訓練等給付費を支給決定し、安定した通所生活を図れるよう支
-----	---

	援する。
今 後 の 方針・目標	一人ひとりへの支援の充実に努めます。

〈3-37〉 ごみ及び資源の戸別収集の実施 [環境資源対策課]

ごみ及び資源を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、ごみ及び資源の戸別収集を実施し、市民サービス及び福祉の向上を図ります。

現 状	ほほえみ収集（高齢者等ごみ戸別収集）の実施 毎週月曜日・木曜日又は火曜日・金曜日回収 実施世帯数：141 世帯
今 後 の 方針・目標	引き続き、実施します。

〈3-38〉 グループホーム家賃助成の実施 [障害福祉課]

障害者の施設から地域への移行の受け皿としてのグループホームの入居者が地域における生活の場として安心して生きがいを持った生活を送ることができるよう、家賃の一部を助成し地域での自立した生活を支援します。

現 状	【平成 30 年度】 助成対象者 126 人 地域移行の促進のため、グループホームも整備され、助成対象者が増加しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き、助成します。

② 施設機能の充実

【現状と課題】

福祉施設は、障害者の暮らしを支えるうえで重要な役割を果たしています。

重度・重複障害者などにとっての「住まいの場」としてだけでなく、施設のもつ専門的なノウハウや人材を生かし、障害者の自立及び社会参加、介護者のレスパイト等、地域社会へのサービス提供機能が求められています。

《基本方針》

地域で生活する障害者やその家族の暮らしを支えるため、家族を含む障害者一人ひとりの多様なニーズに応じた地域生活移行支援及び障害者理解の促進を推進する地域福祉の拠点としての施設機能の充実に努めます。

〈3-39〉 地域生活サポート事業の充実 [障害福祉課]

障害福祉施設を運営する社会福祉法人等が障害者の地域生活を支え、障害者

の地域生活移行の促進を図るために実施する事業について、神奈川県市町村障害者福祉事業推進補助金事業の規定に基づき、その事業に要する費用の一部を助成し、施設機能の充実を図ります。

現 状	地域サポート事業への補助の実施。 【平成 30 年度】 補助対象法人：11 法人
今 後 の 方針・目標	引き続き、神奈川県の交付金を活用して事業を実施します。

〈3-40〉 地域活動支援センターの充実 [障害福祉課]

在宅の障害者等が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

また、専門職員を配置し、医療・保健及び地域の社会基盤との連携強化等を図ります。

現 状	ひまわり（Ⅲ型）及び秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの（Ⅰ型）に事業を委託し、身体・知的・精神障害者等の居場所づくりや日常生活での困りごとを相談できる機会を提供し、地域社会との交流促進を図っています。 また、障害に対する理解促進を図るための普及啓発なども行っています。 【平成 30 年度】 1 ひまわり（Ⅲ型） ・通所者数 9 人、延べ利用者数 1,509 人 2 ぱれっと・はだの（Ⅰ型） ・相談支援 実相談者数 579 人、延べ相談者数 1,695 人 ・フリースペース 登録者数 61 人、延べ利用者数 1,140 人 ・ピア活動普及啓発事業・地域交流事業 実施回数 16 回 131 人
今 後 の 方針・目標	障害者等の地域生活支援を促進するため、ひまわり及びぱれっと・はだのに地域活動支援事業の委託を継続し、地域活動支援センターの周知及び運営支援により、機能の充実強化を図っていきます。

### ③ 多様な暮らしの場の整備

#### 【現状と課題】

入所施設等の生活から地域での生活に移行し、安心して暮らしていくためには、地域での住まいの確保と個々の障害の特性に応じた住宅設備等の居住環境を整える必要があります。

#### 《基本方針》

生活スタイルに合わせた自分らしい暮らし方が選べるよう、個々の状況に適した居住環境を提供できるよう支援を進めていきます。

#### 〈3-41〉 市営住宅の優先募集枠の確保 [交通住宅課]

市営住宅の入居募集にあたり、障害者等の優先的入居を引き続き推進します。

現 状	【平成 30 年度】 車いす対応住戸の募集を実施したが、入居申込みなし。
今 後 の 方針・目標	既存の市営住宅に空きが生じた場合などに入居者募集を行う際には、関係課と調整を図りながら、障害者等の優先的入居を引き続き推進します。

#### 〈3-42〉 住宅設備改良費助成 [障害福祉課]

重度身体、知的障害者が、障害に適するよう住宅設備を改造する場合に助成します。

現 状	【平成 30 年度】 4 人 1,645,458 円
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

#### 〈3-43〉 グループホーム整備運営助成 [障害福祉課]

知的、精神障害者が自立のため、就労をしながら社会生活の訓練をうけるための場として、専任の世話人の協力により共同で生活をする場の整備、運営に対して助成します。

現 状	グループホーム開設に必要な家屋改修費や備品経費について、神奈川県補助制度を活用し助成した。 【平成 30 年度】 助成件数 1 件
今 後 の 方針・目標	神奈川県補助制度を活用して引き続き助成します。

#### 〈3-44〉 地域生活移行の促進 [障害福祉課]

障害者の地域生活移行の推進を実現するため、住宅入居に関する支援事業の実施体制づくりに努めます。

現 状	地域移行や地域定着についての相談の実施。
今 後 の 方針・目標	住宅を確保するのが難しい方への支援について検討します。

## 4 高齢期の施策

### (1) 障害者分野施策と高齢者分野施策の連携

#### ① 高齢障害者に対する一体的なサービスの提供

##### 【現状と課題】

身体障害者手帳所持者の高齢化が進んでおり、障害者分野と高齢者分野が連携した施策の一体的・包括的なサービスの提供が必要です。

##### 《基本方針》

サービスを必要とする高齢障害者が、障害者分野と高齢者分野の施策の中から、適切なサービスを利用できるよう、相談・情報提供の充実を図り、利用者支援に努めます。

#### 〈4-1〉 介護保険制度への円滑な移行 [障害福祉課・高齢介護課]

障害者自立支援制度と介護保険制度とで共通する在宅介護サービスについては、介護保険制度から保険給付を受けることが基本となるため、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者については、障害者総合支援法の制度から介護保険制度によるサービス利用へ円滑に移行できるよう努めています。

今後も引き続き、国等の動向を注視しながら、必要な人に必要な福祉・介護サービスを提供できる制度の確保及び各種取り組みを推進するとともに、利用者への情報提供等に努めます。

現 状	それぞれの制度を理解するための研修会を実施するなど制度間での連携を図り、円滑に移行できるよう努めました。 また、障害者の心身の状況等により個別に様々なケースが考えられることから、一律に介護保険法に基づくサービスに移行するのではなく、ケアマネ、相談支援専門員等と連携し利用者本人の意向や状態像などを把握した上でサービス等の支給を行うなど、適切なサービス等の支給に向け支援を行っています。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	引き続き連携を図ります。

#### 〈4-2〉 障害者施策・高齢者施策の連携 [障害福祉課・高齢介護課]

高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて必要なサービスを適切に利用できるよう、障害福祉課と高齢介護課の連携による相談・情報提供体制を充実します。

現 状	相談支援事業所と介護支援専門員の合同研修会への支援を行い、互いの業務内容の理解の促進に努めました。 障害福祉課と高齢介護課の連携により相談・情報提供体制を強化しました。
-----	---

今 後 の 方 針 ・ 目 標	引き続き連携して相談、情報提供を行います。
--------------------	-----------------------

## 5 生涯にわたっての施策

### (1) すべての人にやさしいまちづくりの推進

#### ① 建築物等のバリアフリー化

##### 【現状と課題】

バリアフリー新法や県、市のバリアフリーに関する条例等の適用などにより、公共交通機関や公共施設等の建築物のバリアフリー化は着実に進んでいますが、引き続きバリアフリー化を推進する必要があります。

##### 《基本方針》

障害のある人が、自分の意志で安心して自由に行動できるよう「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、誰にもやさしいまちづくりを推進します。

#### 〈5-1〉 法律、条例、要綱の周知によるバリアフリー化 [地域安全課・建設管理課・まちづくり計画課・建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の趣旨や内容を周知し、民間建築物を含め障害者等の自由な社会生活を阻害する様々な障害を取り除くことを引き続き促進します。

また、「秦野市交通バリアフリー基本構想」に基づく整備を併せて促進します。

現 状	窓口やホームページを通じて法や条例等の周知や指導を行っています。
今 後 の 方針・目標	今後も引き続き、法や条例等による指導を行います。 また、未完成の事業については、基本構想に基づく整備を促進します。

#### 〈5-2〉 交通バリアフリー特定事業計画の推進 [地域安全課・生活環境課・環境資源対策課・まちづくり計画課・建設総務課・建設管理課]

平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる交通バリアフリー法が施行され、初めて法的な拘束力に基づいた施設整備が実施されるようになりました。

本市では、この法律に基づき、すべての人が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性を向上させるため、市民及び関係機関の協力のもとに、平成 14 年 3 月に「秦野市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

この基本構想を受け、小田急線市内 4 駅とその周辺道路、駅前広場、信号機等について重点的かつ一体的に交通バリアフリー化を進めるため、公共交通事業者は「公共交通特定事業計画」、道路管理者は「道路特定事業計画」、公安委員

会は「交通安全特定事業計画」をそれぞれ作成し、早期の実現を目指します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴巻温泉南口広場、県道立体横断施設、南口橋上改札口及び駅施設の整備が完了</li> <li>・特定道路については、整備済み</li> <li>・東海大学前駅北口における、駅への垂直移動施設の整備促進を除き、その他については実施済み</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未整備事業の早期実現を目指します。</li> </ul>

#### 〈5-3〉 歩道の整備 [地域安全課・道路整備課]

歩行者が安全に移動できるよう、歩道幅員が2m以上の歩道の整備に取り組めます。

また、「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、重点整備地区に指定した小田急線市内4駅周辺を中心に、車いす利用者が相互にすれ違える広い歩道の整備等を進めます。

現 状	【平成30年度】 歩道の設置 L=85m
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道9号線の市道8号線交差点部から東海大学前駅北口までの歩道の設置</li> <li>・令和5年の完成を目指す。</li> <li>・バリアフリー及びユニバーサルデザインに対応した整備とする。</li> </ul>

#### 〈5-4〉 駅前広場の整備 [地域安全課・道路整備課]

潤いのある生活や歩行者の安全等のため、駅前広場の整備に取り組めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴巻温泉駅南口広場の完成</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海大学前駅北口広場：案内設備の設置</li> </ul>

#### 〈5-5〉 都市公園の整備 [建設管理課・都市整備課]

都市空間の確保と快適な生活環境を実現するため、都市公園の整備に取り組めます。

現 状	こもれびの里公園、かみがわら東公園、今泉あらい湧水公園、しんちょう南公園、いまがわちよう南公園を開設しました。(市民一人当たり面積 6.4 m <sup>2</sup> )
今 後 の 方針・目標	秦野市都市公園条例で市民一人あたりの都市公園面積を 10 m <sup>2</sup> としていますが、第5期の目標として市民一人あたりの都市

	公園面積が 6.61 m <sup>2</sup> 以上になるよう努めます。
--	--

〈5-6〉 公共的施設のバリアフリー化の推進 [建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の趣旨や内容を周知し、民間建築物を含め障害者等の自由な社会生活を阻害する様々な障害を取り除くことを引き続き促進します。

また「秦野市交通バリアフリー基本構想」に基づく整備を併せて促進します。

現 状	窓口やホームページを通じて法や条例等の周知や指導を行っています。
今 後 の 方針・目標	今後も引き続き、法や条例等による指導を行います。

〈5-7〉 駅の垂直移動施設の整備促進 [地域安全課・道路整備課]

身体障害者のため、歩道から東海大学前駅北口の駅舎へ垂直移動施設の設置に取り組みます。

現 状	垂直移動施設の整備に向けた予備設計を行いました。
今 後 の 方針・目標	東海大学前駅北口の歩道から駅舎へ向け、令和 3 年度までにエレベーターの設置を目指します。

〈5-8〉 音声式信号機の設置要望 [障害福祉課]

視覚障害者のため、音声式信号機の設置を公安委員会に要望します。

現 状	設置要望の 3 箇所が整備されました。 現在、21 箇所に設置済みです。
今 後 の 方針・目標	引き続き、設置要望を継続し、また新たな整備要望箇所を検討します。

② 移動環境の整備

【現状と課題】

障害のある人もない人も誰でも安全に利用できる環境を整備するため、駅舎へのエレベーターの設置やノンステップバスの導入を推進してきました。

誰もが活動の場を広げ、社会参加ができる社会にするためには、公共交通機関の使いやすさ、分かり易さが重要です。

《基本方針》

引き続き、安全で身体的な負担の少ない方法で、自由に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共交通事業者に働きかけを行っていきます。

公共交通（鉄道、バス、タクシー）は、移動制約者の重要な交通手段となっています。

そのため、高齢者や障害者の社会参加の機会を増やし、すべての人が健康で文化的な生活が送れるよう、公共交通事業者を利用環境の整備について働きかけを行っていきます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバス購入費用を一部助成し導入を促進した。 【平成 30 年度】導入台数 8 台（うち市補助は 3 台） 累計導入台数 42 台/110 台：（平成 30 年度末）、導入率 38.2%</li> <li>・タクシー事業者によるユニバーサルデザインタクシーの導入を促進した。（6 台）</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者と協働して、やさしい公共交通利用環境の整備に取り組んでいきます。</li> <li>・「小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する連携協定」に基づき、鉄道駅におけるホームドア整備の検討など、ホームの安全性向上に関して、小田急電鉄株式会社と共に連携・協力し、取り組んでいきます。</li> </ul>

〈5-10〉 誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現 [交通住宅課]  
ユニバーサルデザインの観点から、使いやすさ、分かり易さなど、利便性向上を図るため、バス利用環境の改善に取り組んでいきます。

現 状	曾屋弘法路線において、地域及びバス事業者と協議して、平成 30 年 6 月から日中時間帯の運行便数を試行的に増便（4 便）した。
今 後 の 方針・目標	バス事業者と協働して、バス利用の利便性向上を図ります。

### ③ 理解と交流の促進(こころのバリアフリーの促進)

#### 【現状と課題】

障害者に対して、障害を理由とする差別の解消を目的に平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

障害者の差別解消を推進するためには、市民一人ひとりが、障害への理解を深め障害者への必要な支援が求められています。

#### 《基本方針》

障害がある人もない人も、すべての人が一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い協力し合えるよう、啓発・広報活動を推進し、こころのバリアフリー化を促進します。

〈5-11〉 障害者週間を契機とした啓発 [障害福祉課]

「障害者週間」を意義あるものとするため、「障害者週間」を契機とした啓発活動を引き続き実施します。

現 状	秦野市立さかえちよう公園で、市内の障害者施設や地元の商店街及び自治会が共同作成したイルミネーションを点灯展示する「大道イルミネーションフェスティバル」を開催（12/8～12/24）。
今 後 の 方針・目標	展示即売などの機会を増やし、周知の拡大を図ります。

〈5-12〉 こころのバリアフリー普及啓発の充実 [障害福祉課]

障害者に対する「心の壁」を除くため、「広報はだの」等の広報紙を活用するなど、市民の障害者への理解が深まるよう努めます。

特に、精神障害者への理解が深まるよう広報啓発活動を充実します。

現 状	【平成 30 年度】 精神障害者自身が体験発表を行う地域交流事業 16 回
今 後 の 方針・目標	障害を理由とする差別の解消に取り組みます。 市職員に対する障害等の理解を促進するため、市職員の新人研修を実施します。 「ともに生きるかながわ憲章」の普及に努めます。

〈5-13〉 ふれあい教育の実施 [教育指導課]

児童、生徒が人や自然とのふれあいを通して、互いに助け合って生きることを大切にする意識や態度を育て、人権を尊重する生き方や思いやりの心情を培うため、体験学習の場としてふれあい教育活動事業を実施します。

現 状	小学校 ・ 商店街の人々との交流(職場体験) ・ キャンプ(自然との交流) ・ 幼稚園との交流 ・ 収穫祭(地域、自然との交流) ・ 高齢者との交流 中学校 ・ 職場体験 ・ 収穫祭(地域、自然との交流) ・ 幼稚園との交流 ・ 障害施設との交流 ・ 保育園との交流
-----	--

今 後 の 方針・目標	引き続き実施し、児童生徒に人権を尊重する生き方や思いやりの心を育むことができるように取り組みます。
----------------	---

〈5-14〉 福祉教育の実施 [教育指導課]

小、中学校において、福祉講演会や車いすの取扱い方、手話、点字等についての初歩的技術の習得やボランティア活動を行うなど、障害者への理解を深めるための福祉教育を社会福祉協議会と連携をとって実施します。

現 状	<p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字教室 ・盲導犬教室 ・手話教室 ・車いす体験</li> <li>・障害者の方々とのまち探検</li> <li>・高齢者との交流(ふれあい給食)</li> </ul> <p>中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者介護施設訪問 ・障害者施設訪問</li> <li>・精神障害者施設との交流 ・点字講習会</li> <li>・車いす講習会 ・手話講習会</li> <li>・高齢者体験 ・アイマスク体験</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒「福祉の心」を育むことができるよう、引き続き実施します。</li> <li>・福祉教育について協力していただく団体については、活動の目的に合ったものとなるよう検討していきます。</li> </ul>

〈5-15〉 中学生ボランティア体験学習の実施 [教育指導課]

中学生ボランティア体験学習を社会福祉協議会と連携をとって実施します。

現 状	総合的な学習の時間や特別活動に位置づけ、施設訪問や清掃活動等のボランティア活動を実施
今 後 の 方針・目標	介護やふれあい活動などの体験活動を引き続き実施します。

〈5-16〉 地域との連携 [地域共生推進課]

市民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、誰もがやさしいまちづくりを推進していきます。

現 状	<p>社会福祉協議会において、地域住民の交流を図り、福祉活動を推進するための「地区の活動拠点」を7地区中3地区に整備し、運営支援を行いました。</p> <p>また、まちの居場所づくり講座や地域活動コアメンバー発掘講座、各種ボランティア養成講座を通年で開催しました。</p>
-----	--

<p>今 後 の 方 針 ・ 目 標</p>	<p>秦野市地域福祉計画に基づき、誰もが安心して暮らせるよう、やさしいまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉担い手の育成</li> <li>・ ボランティアの育成と活動支援</li> <li>・ 様々な担い手の連携体制の構築</li> <li>・ 活動拠点の整備</li> </ul>
----------------------------	---

#### ④ ボランティア活動の充実

<p><b>【現状と課題】</b>          障害のある人が地域で自分らしい生活を送るためには、日常生活を支援するボランティアの活動が必要になります。          そのため、数多くのボランティア団体を一箇所に統括し、効率的な対応が図れるよう、その活動拠点となる「市民活動サポートセンター」をボランティア団体の連絡機能を有する秦野保健福祉センターに移転し、社会福祉協議会やボランティア団体相互の連携を強化しました。</p> <p><b>《基本方針》</b>          ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、その活動の充実が図れるよう、引き続き市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備に努めます。</p>
--

〈5-17〉 社会福祉協議会への助成を通して育成・援助 [地域共生推進課]  
 秦野市社会福祉協議会への助成を通して、ボランティアの育成、援助を引き続き実施します。

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉を推進する市社会福祉協議会に対し、組織の機能が十分に発揮できるように人件費の安定的な助成を実施。</li> <li>・ 社会福祉協議会がボランティアの相談窓口として、活動紹介及び派遣調整を行い、併せてボランティア団体等に対して助成を行いました。</li> </ul> <p><b>【平成 30 年度】</b>          社会福祉協議会登録数（個人）175 名（団体）110 グループ</p>
<p>今 後 の 方 針 ・ 目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な分野のボランティア団体との連携強化による、ボランティアの育成と活動を支援します。</li> <li>・ 行政、市民、福祉関係機関等が一体となり、市民一人ひとりが地域社会の一員としてお互いに尊重され、ともに支えあう「地域共生社会」の実現を目指します。</li> </ul>

〈5-18〉 手話教室の実施 [障害福祉課]  
 聴覚障害者の理解と手話の普及を目的に、手話通訳者の養成及びスキルアップを図ります。

現 状	【平成 30 年度】 手話奉仕員養成事業：述べ 40 回 手話通訳者（士）養成事業：20 回
今 後 の 方針・目標	継続して実施するとともに、養成講座修了生の手話通訳者の登録の奨励に努めます。

## (2) 自己実現を支える相談支援の推進

### ① 相談・情報提供体制の整備

#### 【現状と課題】

障害のある人やその家族が抱える問題は様々です。  
このような様々な問題についての相談や必要な情報提供を行う体制を整備することは、地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なものです。

#### 《基本方針》

障害のある人やその家族がいつでも安心して、気軽に利用できる、また、適切なサービスが利用できるよう、相談体制・情報提供のしくみづくりを進めます。

また、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所や地域高齢者支援センターと連携を図り、相談支援における総合的・横断的な解決を目指します。

### 〈5-19〉 相談支援体制の充実 [障害福祉課]

障害のある人やその家族が抱える問題について、身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けることができる体制を整備するため、秦野市障害福祉なんでも相談室とともに、平成 24 年度から相談支援等に関する市域の中心的役割を担う機関として設置した「基幹相談支援センター」により相談支援の実施を行います。

現 状	【平成 30 年度】 相談実績 2,347 件
今 後 の 方針・目標	身近なところで相談支援や情報提供が受けられるよう体制の充実を図ります。

### 〈5-20〉 広報はだの等による情報提供 [障害福祉課]

「広報はだの」で障害に関する情報を掲載、障害別に障害福祉サービスや手当等の情報を記載した「障害福祉制度ガイドブック」を手帳交付時等や窓口に来られた希望者に配布することをおして障害者のための情報提供を引き続き実施します。

現 状	・広報はだのでは障害者を対象とした催し物や申請案内等掲載した。
-----	---------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドブックでは障害者制度等について掲載し、新規手帳所得者や希望者に向けて配布した。</li> </ul>
今後の方針・目標	引き続き障害者のための情報をわかりやすく提供します。

- 〈5-21〉 点字広報、声の広報等の発行 [広報広聴課・議事政策課]  
 視覚障害者のため、点字広報、声の広報（CD版）を引き続き発行し、声の広報インターネット版の配信も継続します。  
 また、点字と音声による議会だよりの作成と配布も引き続き行います。

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字奉仕団の協力により、点字広報、声の広報に加えて、拡大版の広報を毎号発行しました。</li> <li>【内訳】広報はだの発行回数：年 23 回</li> <li>・点字広報各号 8 部、声の広報各号 26 枚、拡大版各号 13 部</li> <li>・点字議会だより、CD 版議会だよりを発行しています。</li> <li>議会だより第 231 号（平成 31 年 2 月 17 日発行）から声の議会だよりをホームページ上に公開しています。</li> </ul>
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、点字広報・声の広報・拡大版を発行するとともに、声の広報については市ホームページでの配信も継続します。</li> <li>・引き続き点字議会だより、CD 版議会だよりを発行し、ホームページ上に声の議会だよりを公開します。</li> </ul>

- 〈5-22〉 市ホームページにおけるアクセシビリティの向上 [広報広聴課]  
 誰もが情報を得やすい「アクセシビリティ」を向上させるため、ページの構造を簡素化し、使用文字の統一、分かりやすい表現による情報提供を推進します。

現状	ホームページ作成支援ソフトを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの提供に努めています。
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセシビリティの意識を高めるよう、マニュアルの活用や職員研修の改善などにより、職員一人ひとりへの意識啓発・基礎知識の習得を図る。</li> <li>・各ページの修正は、ページの作成者に個別に指導します。</li> </ul>

- 〈5-23〉 点字、声による情報提供の充実 [障害福祉課]  
 視覚障害者のため、点字や声による情報提供の充実を図ります。

現状	<p>【平成 30 年度】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 点字広報等発行事業：年 23 回、各号 8 部</li> <li>2 音声広報等発行事業：年 23 回、31 本</li> </ol>
----	--

今後の方針・目標	引き続き点字や声による情報を提供します。
----------	----------------------

〈5-24〉 障害者のための情報提供 [広報広聴課・障害福祉課]  
 障害者のため、理解しやすい表現等による情報提供を推進します。

現 状	障害のある方でも理解しやすい表現や方法による情報提供に努めました。
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と連携しての情報提供を実施します。</li> <li>・ 色覚異常のある人への対応を検討し、実施します。</li> <li>・ 「ぱれっと・はだの」や公民館等、関係機関と連携しての情報提供を実施します。</li> </ul>

〈5-25〉 ピアサポート体制の充実 [障害福祉課]  
 障害のある人自身が自らの体験に基づいて、同じ障害のある人の相談に応じる相談体制（ピアサポート体制）の充実を図ります。

現 状	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ピア相談会（月 1 回） ピア学習会を修了したピアサポーターによる相談会を実施しました。</li> <li>2 ピアのつどい（月 1 回） ピア学習会を修了したピアサポーターが活動報告や今後の活動予定など、毎月話し合いました。</li> <li>3 ピア学習会（年 1 回） ピアサポーターとして活動するために必要な病気の理解や薬の知識等の内容の学習会を実施し、ピアサポーターとして活動できる人に登録をしてもらいました。</li> </ol> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ピア相談会 実施回数 12 回、相談件数 5 件、ピアサポーター活動延べ数 24 人</li> <li>・ ピアのつどい 実施回数 12 回、延べ参加者数 30 人</li> <li>・ ピア学習会 実施回数 6 回、延べ参加者数 23 人、ピアサポーター新規登録者 3 人</li> </ul>
今後の方針・目標	障害者およびその家族が行うピアサポート活動のさらなる周知と拡充につとめます。

〈5-26〉 在宅福祉サービス相談の実施 [障害福祉課]  
 在宅福祉サービスの相談を引き続き実施し、複雑化する相談内容に的確に対応できるよう人材確保や研修に努めます。

現 状	一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構の基幹相談
-----	-----------------------------

	<p>支援センターを中心に、相談支援事業所との連携を図り、自立支援協議会の相談部会の意見を聴きながら、体制の充実を図っています。</p> <p>また、毎月、基幹相談支援センターが開催している「秦野市相談支援事業所等連絡会」にて、市内の相談支援状況等を共有しています。</p>
今後の方針・目標	<p>障害福祉サービス等を利用する全ての利用者へのサービス等利用計画等の作成を目指し、質の高い相談体制の充実を図ります。</p>

〈5-27〉 就労及び職業訓練情報の提供 【障害福祉課・産業振興課】

障害者の就労及び職業訓練に関する情報提供を推進します。今後も、国・県等の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページなどの活用により、情報提供の充実を図ります。

また、さかえちよう公園内の「ともしびショップゆめ散歩」を障害者就労支援の拠点として位置づけ、障害者雇用の促進に努めます。

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等の障害者の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページ等により、情報提供を行いました。</li> <li>・就労支援の拠点を「ともしびショップゆめ散歩」から「秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの」に移し、就労相談員の配置を行い、情報提供や就労支援を行っています。</li> <li>・就労部門の構成員にハローワーク職員を加え、拠点での定例会議等の実施により情報提供体制の充実を図りました。</li> </ul>
今後の方針・目標	<p>情報提供の充実を図ります。</p>

〈5-28〉 スポーツ・レクリエーション等の情報提供 【障害福祉課・スポーツ推進課】

スポーツ、レクリエーション、文化活動等に触れる機会を増やすため、障害者向けの的確な情報提供を行います。

現状	<p>市ホームページ、はだのチャレンジデーSNS（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム）でのインターネットを活用した情報発信のほか、スポーツ協会が発行する「スポーツライフはだの」などで情報提供を実施しています。</p> <p>また、はだの丹沢水無川マラソン大会では開会式、表彰式に手話通訳者を配置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進課と障害福祉課が連携し、障害福祉課窓口での「スポーツライフはだの」の配布等、情報提供を行っています。</li> </ul>
----	---

今後の方針・目標	インターネットを活用するなど迅速かつ分かりやすい情報発信に努めます。
----------	------------------------------------

〈5-29〉 障害者支援委員会の機能強化 [障害福祉課]

相談支援事業や就労支援事業等、地域の実情に応じた障害者の支援体制の整備について協議する秦野市障害者支援委員会の機能強化に努めます。

現 状	障害者支援委員会及び懇話会を開催し、地域課題や支援体制の整備について協議しました。 【平成 30 年度】 開催実績（支援委員会）3 回
今後の方針・目標	関係機関と連携し、地域の共通課題の解決に努めます。 懇話会の部門構成を見直し、地域課題の把握及び解決に向けた取り組みを強化します。

② ケアマネジメント体制の整備

【現状と課題】

障害者への適切なサービスの提供に当たり指定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の作成が必要となっておりますが、全てのサービス利用者へのサービス等利用計画を作成するには、相談支援専門員が不足しています。  
《基本方針》

サービス等利用計画の適切な導入や質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。

〈5-30〉 障害者ケアマネジメント体制の整備 [障害福祉課]

平成 24 年 4 月の制度改正により、障害者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害児、者について、指定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成（指定相談支援事業所が作成する計画に代えて、セルフプランを作成することも可。）が必要となりました。

新規申請者及び障害支援区分の更新を迎える方等から段階的に対象となる方を拡大し、平成 27 年度以降の区分認定更新時までには障害福祉サービス等を利用する全ての方について対象とするよう順次拡大し利用計画の作成を行っています。

現 状	障害者支援委員会および相談部門において、ケアマネジメント体制の整備について協議するとともに、様々なニーズを有する障害者等の生活を支援するため、基幹相談支援センターを中心とした体制整備を進めています。
-----	---

	また、福祉、保健、医療等との連携やサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者との合同会議の実施、基幹相談支援センター研修会や相談支援事業所等連絡会等を実施し、相談支援専門員の育成を行っています。
今後の方針・目標	障害福祉サービス等を利用する全ての利用者へのサービス等利用計画等の適切な導入を図るため、基幹相談支援センターや指定相談支援事業所と連携を図り、相談支援専門員の育成や確保に努め、質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。

〈5-31〉湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携 [障害福祉課]

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会では、各市町の自立支援協議会等との連携を基礎に、「湘南西部障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」において相談支援や就労支援、権利擁護やサービス提供ネットワークなど各市町、事業所など官民協働により障害のある方の地域生活支援を検討しています。

本市においても、適切な支援が実施されるよう、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携し、障害者ケアマネジメント従事者のスキルアップ等に取り組みます。

現 状	【平成 30 年度】 開催回数 4 回
今後の方針・目標	引き続き湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を図ります。

(3) 権利擁護体制の推進

① 権利擁護体制の整備

【現状と課題】

障害のある人の権利擁護や成年後見支援については、行政書士による無料相談会、NPO 法人総合福祉サポートセンターはだの、地域高齢者支援センター、秦野あんしんセンターにおいて実施していますが、十分普及していない状況にあります。

また、成年後見制度の利用支援の充実に向け、成年後見業務を適正に行える人材の育成、確保が必要になります。

《基本方針》

意思決定が困難な人に対し、権利を擁護する制度である成年後見制度の支援体制の確立及び利用拡大を図ります。

障害者権利条約の理念を共有し、人権が尊重される社会の実現を目指すため、平塚保健福祉事務所秦野センターと連携し、障害者虐待防止のための普及啓発や人権相談の充実を図ります。

〈5-32〉 日常生活自立支援事業の充実 [地域共生推進課]

秦野市社会福祉協議会の「秦野あんしんセンター」において高齢者や障害者の権利擁護にかかわる様々な専門相談、及びその解決に向けての支援を行います。

引き続き秦野市社会福祉協議会との連携により、制度の円滑な運営を支援します。

現 状	<p>判断能力が不十分な高齢者や障害者及びその家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用支援、日常的金銭管理、書類等サービスを提供しました。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 853 件</li> <li>・契約件数 53 件</li> <li>・契約締結審査会 6 回開催</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<p>引き続き社会福祉協議会への助成と連携による制度の円滑な運営を支援します。</p>

〈5-33〉 成年後見制度の充実 [地域共生推進課・障害福祉課・高齢介護課]

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分にできない人の権利・財産を守るために、成年後見制度に関する相談を一元的に受け止める総合相談窓口の設置、親族後見人の育成や確保、法人後見活動の推進に関する支援などを実施し、成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる体制整備に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「秦野市成年後見利用支援センター」において、成年後見制度の相談支援を実施。また、法的に複雑な相談について、弁護士による専門相談を行った。</li> <li>・様々な視点から成年後見制度に関する地域課題や困難事例等を検討できるよう、関係機関で構成する「成年後見ネットワーク連絡会」を開催した。</li> <li>・成年後見制度に係る人材育成のため、プロジェクトチーム会議を開催し、権利擁護体制について検討した。</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度について広く周知するため、市民向けセミナーの開催パンフレットの作成・配布をするなど普及啓発を推進するとともに、親族後見人等への相談支援を行います。</li> <li>・法人後見活動を行う団体を支援し、後見業務を適正に行うことのできる法人の確保に努めます。</li> </ul>

〈5-34〉 人権侵害等の相談体制の充実 [市民相談人権課・障害福祉課]

虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実を図ります。

また、障害者虐待防止センター等と連携を図り、虐待を受けた障害者等の

支援体制を充実させ、障害者の保護や養護者への支援等により虐待防止を図ります。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待防止センターを設置し、365 日 24 時間体制で相談を受け付け、支援を実施</li> <li>・ 民生委員や事業所等を対象に虐待予防の広報啓発活動及び研修会を実施</li> </ul> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規通報・届出件数 20 件(市のみでの対応事案も含む) 延べ相談対応件数 1,670 件</li> <li>・ 研修会の実施 8 回</li> <li>・ 年間 22 回の定例相談と 1 回の特設相談等の人権相談を実施 相談件数 4 件</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き人権が尊重される社会の実現を目指すため、年間 23 回人権相談日を開催するとともに、人権相談日の周知についても努める。</li> <li>・ 障害者虐待防止センター等と連携し、虐待予防の研修会の実施や養護者支援のための相談支援の充実を図り、虐待防止に努めます。</li> </ul>

#### 〈5-35〉 福祉サービス評価の推進 [障害福祉課]

より良質なサービスを提供していくため、事業者は、常にその質の向上に努めていく必要があります。

また、利用者が自分に合う質の高いサービスを受けるためには、サービスの質や事業者ごとの特徴など、選択のためのわかりやすい情報が求められます。

そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づいてサービスの評価し、その結果を公表していくことが必要になってきます。

神奈川県では、福祉サービスの第三者評価を普及、促進するために「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」を設置しており、本市もこのシステムを活用し、市が直接提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供する多くの事業者に対して普及・啓発を行っていきます。

現 状	やまばと学園（平成 30 年 3 月） 1 事業所
今 後 の 方針・目標	第三者評価の普及、促進に向け啓発していきます。

#### (4) 安全・安心のしくみづくり

##### ① 保健・医療体制の整備

###### 【現状と課題】

保健・医療は、障害者福祉の前提をなすもので、それぞれの密接な連携が必要です。

障害の原因となる疾病は、医療・介護、生活の質にも影響を及ぼすため、障害の発生予防と疾病の早期発見、早期治療のために、健康診査、健康相談等を実施し、生活習慣病や健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、精神障害者・難病（特定疾患）患者等の相談、介護者のレスパイト等の対策については、関係機関と情報交換を行うなどの連携を図っています。

###### 《基本方針》

健康の保持増進や生活習慣病を予防するため、健康相談及び健康教育等を実施し、障害の原因となる疾病の予防についての普及啓発に取り組めます。

また、医療機関と連携し、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査を実施します。

精神障害者・難病（特定疾患）患者対策については、保健・医療・福祉の関係機関との連携を図ります。

#### 〈5-36〉 健康相談・健康教育等の実施 [健康づくり課]

健康の保持増進や生活習慣病予防を目的とした健康相談、健康教育等を引き続き実施します。

今後は、糖尿病や高血圧症、脂質異常症といった生活習慣病を予防するため、健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、自ら生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

現 状	【平成 30 年度】 ・健康相談：開催回数 21 回 参加延人数 1,033 人 ・健康教育：開催回数 228 回 参加延人数 10,833 人
今 後 の 方針・目標	・生活習慣病や健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、生活習慣の改善を支援します。 ・個人の健康づくりを地域で支援する住民組織活動の活性化を図ります。

#### 〈5-37〉 健康診査の実施 [健康づくり課]

糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の早期発見、早期治療のため市民健康診査を実施します。

在宅の寝たきり者及びこれに準ずる者、家族等の介護を担う者のうち、訪問

による健康診査の実施が必要な者に対して、健康診査を実施します。

現 状	<p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民健康診査 39 歳以下(登録者) 220 人</li> <li>・市民健康診査 75 歳以上(後期高齢者) 7,390 人 (再掲：訪問健康診査 23 人)</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連携により、健康診査を実施します。</li> <li>・39 歳以下の市民健康診査について周知を行い、登録者を増やし、若い世代からの健康の保持増進を図ります。</li> </ul>

〈5-38〉 医療費の助成 [障害福祉課]

医療費の助成を引き続き実施します。

現 状	<p>重度障害者が診療を受ける場合に医療保険対象の自己負担分について助成。</p> <p>【平成 30 年度】 対象者数 2,333 人(停止者・認定保留者除く)</p>
今 後 の 方針・目標	<p>引き続き助成していきます。</p>

〈5-39〉 精神障害者、特定疾患(難病)患者等の対策について関係機関との連携 [障害福祉課]

精神障害者、特定疾患(難病)患者及び高次脳機能障害者等の対策について、保健福祉事務所等の関係機関と連携を密にします。

現 状	<p>精神障害者および高次脳機能障害者等の対策については、県が開催する連絡会や研修会等を通して情報共有と連携を図っている。</p> <p>また、指定難病及び特定疾患の対象者が受けられる医療・福祉サービスについて、保健福祉事務所と連携して情報提供を行っている。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>関係機関と連携を密にし、ニーズに応じた体制を整備します。</p>

## ② 緊急時対策の整備

### 【現状と課題】

東日本大震災を教訓に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義し、市町村による名簿の作成が義務付けられました。

それに伴い避難所運営体制の充実や適切な要支援者の支援体制などを整備する必要があります。

総合防災訓練等では、障害者団体の訓練への参加や、災害時緊急受入協定施設との訓練などを実施し障害者の避難体制や受入体制を図っています。

視覚・聴覚障害者などへの適切な情報提供や避難誘導體制の整備を図る必要があります。

### 《基本方針》

避難行動要支援者の避難支援には、地域における共助が不可欠であり、地域住民の協力による、障害者のための地域防災体制の整備を促進します。

また、視覚、聴覚、腎臓機能障害者など障害の特性に応じた情報提供・避難体制の整備も推進します。

#### 〈5-40〉 災害時要配慮者受入施設及び受入体制の整備 [障害福祉課]

災害時における障害者等要配慮者の受入施設及び受入体制の整備、充実を図ります。

現 状	災害時福祉避難所の協定締結施設 10 箇所
今 後 の 方針・目標	災害時要配慮者支援班行動マニュアルに基づく訓練等を実施し、円滑な受入体制を構築します。 新たな受入施設についても協議を重ね、拡大を図ります。

#### 〈5-41〉 点字版防災ハンドブックの作成 [障害福祉課]

防災課が作成している防災ハンドブックについて、点字や音声等による防災ハンドブックを作成します。

現 状	現在作成されている防災ハンドブックの改訂に合わせて点字版防災ハンドブックを作成します。
今 後 の 方針・目標	関係ボランティア団体と連携し、秦野市障害者支援委員会等に意見を求めながら検討します。

#### 〈5-42〉 携帯電話等による情報提供 [障害福祉課]

聴覚に障害のある方が、防災行政無線の代わりに情報源として活用できる、市の緊急情報メール配信システムの登録を推進しています。

現 状	<p>障害者手帳交付説明会等を通じて、緊急情報メール配信システムの周知を図っています。</p> <p>秦野市障害福祉制度ガイドブックに申請案内及びQRコードを掲載し、周知を図りました。</p>
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急情報メール配信システムの登録を促進します。</li> <li>・災害用言板サービスの利用を促進します。</li> <li>・Eメール相談を実施します。</li> </ul>

#### 〈5-43〉 ヘルプマークの普及 [障害福祉課]

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

神奈川県でも平成29年3月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいます。

秦野市では、秦野市障害福祉課、秦野市社会福祉協議会及びぱれっと・はだので配布しています。

また、HPやポスター等を掲示し普及しています。

現 状	<p>【平成30年度】</p> <p>配布実績 459 個（秦野市障害福祉課、秦野市社会福祉協議会、ぱれっと・はだの合計）</p>
今後の方針・目標	<p>「ヘルプマーク」の普及啓発を進めます。</p>

#### 〈5-44〉 広域避難場所へ手話通訳者派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、災害時に避難所等へ手話通訳者を派遣します。

今後は、確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、県、近隣市町村及び消防本部との連携を図っていきます。

現 状	<p>【平成30年度】</p> <p>手話通訳者登録者数 12 人</p>
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部と連携し、新たな緊急通報システム「Net119」を運用します。</li> <li>・確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、より県や近隣市町村との連携を図ることに努めます。</li> </ul>

#### 〈5-45〉 地域防災体制整備促進 [防災課]

地域住民の協力により、障害者のための地域防災体制整備の確立を促進します。

継続的に、避難行動要支援者についての基礎的知識等に対する指導、助言及びマニュアルづくりに対する協力等を積極的に行っていきます。

また、各避難所に設置された避難所運営委員会の訓練等を実施し、避難行動要支援者支援対策の充実を図っていきます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年二回、避難行動要支援者名簿を更新し、自治会、民生委員等に提供しています。</li> <li>・講演会や研修会を通して、障害者の避難支援に対する知識、理解を深め、地域防災体制の強化を図りました。</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<p>避難行動要支援者対策の向上を目的とし、避難行動要支援者名簿を活用した実践的な避難訓練を各地域で実施するように促進します。</p>

#### 〈5-46〉 視覚障害者避難誘導體制の整備 [防災課・障害福祉課]

視覚障害者のため、災害時における避難誘導ボランティア体制の整備を推進します。

現 状	<p>避難行動要支援者名簿の周知と、防災訓練等で避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施及び近隣住民、地域ごとの連携強化を目的とする個別計画の作成を促進しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するために、今後も個別計画の作成をケアマネージャー等に依頼していきます。</p>

#### 〈5-47〉 災害時人工透析医療機関の情報提供体制の整備 [障害福祉課・健康づくり課]

災害時には、透析施設の被害状況が県へ報告されるシステムが構築されています。

県のマニュアルに基づき、透析病院の被害状況を確認し、いち早く透析患者に情報提供するよう努めます。

現 状	<p>市内の透析施設の連絡協議会により連携</p>
今 後 の 方針・目標	<p>医師会との連携および広域災害救急医療情報システム（略称EMIS）により、医療機関での患者の受け入れ状況等の把握が可能であるため、全市民に向けた情報をいち早く提供していきます。</p>

#### 〈5-48〉 障害者のための防災講習会、避難訓練及び啓発活動の実施 [防災課・障害福祉課]

障害者のための防災講習会、防災訓練への参加を呼び掛け、防災に対する啓

発を行います。

現 状	<p>【平成 30 年度】</p> <p>防災講習会実施回数 3 回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネージャー講習会</li> <li>・西地区障害者地域作業所連絡会職員研修会</li> <li>・秦野市身体障害者福祉協会役員研修会</li> <li>・障害者団体等に各種会議において、防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、障害者支援委員会くらし安心部門で障害者向けの防災に関するリーフレットの作成を検討しました。</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練のプログラムに障害のある方も参加できる内容の検討と積極的な参加が図れるように、広報はだの等を活用し、啓発活動に努めます。</li> <li>・引き続き、障害者団体等との協力による啓発活動の推進及び出前講習会を実施します。</li> </ul>

〈5-49〉 災害時対応における医師会等関係機関との連携 [障害福祉課・健康づくり課]

定期的に服薬が必要な障害者のため、災害時における対応について医師会等関係機関と連絡を密にします。

今後は、災害時において障害者に対するより適切な対応がとられるよう、関係機関等と検討を進めます。

現 状	災害時の対応について医師会等関係機関と連携を図っています。
今 後 の 方針・目標	引き続き、医師会等関係機関と連絡を密にし、災害時における障害者に対するより適切な対応がとられるよう検討を進めます。

〈5-50〉 緊急通報システム事業の推進 [障害福祉課]

緊急時の連絡が困難な単身障害者や家族が常時いない障害者のために、緊急通報システム事業を推進します。

現 状	秦野市内の障害者人口の増加に伴い、申請者の増加を想定しながら、助成できる体制を整えていきます。
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈5-51〉 Net 119 緊急通報システム事業 [情報指令課]

聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うため、スマートフォンや携帯電話等の通報用Webサイトから、文字入力による操作と、GPS測位情報を活用して、「会話をせずに」簡単な操作で119番通報可能となる事業です。

現 状	令和元年11月9日から運用を開始し、45名（同日時点）の聴覚や発語に障害のある方が利用登録しています。
今 後 の 方針・目標	間断のない災害受信体制を継続し、傷病者や関係者に対するサポート体制を充実します。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の進捗状況の把握、評価

障害者施策の推進に関係する施設、団体等により組織する「秦野市障害者支援委員会」により、計画の推進体制及び進行管理を行います。

秦野市障害者支援委員会 構成員

1	秦野市身体障害者福祉協会会長
2	秦野市手をつなぐ育成会会長
3	秦野精神障害者家族会のぞみ会会長
4	秦野市障害者地域生活支援推進機構常務理事
5	秦野市社会福祉協議会事務局長
6	財団法人鉄道弘済会総合福祉センター弘済学園療育支援次長
7	社会福祉法人かながわ共同会秦野精華園自主経営化対策室長
8	社会福祉法人常成福祉会専務理事
9	社会福祉法人寿徳会松下園副園長
10	社会福祉法人成和会グループホームせせらぎ施設長
11	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課長
12	秦野市教育委員会教育指導課長
13	独立行政法人国立病院機構神奈川病院療育指導課長
14	神奈川県立秦野養護学校校長
15	秦野警察署生活安全課長
16	厚生労働省神奈川労働局松田公共職業安定所所長
17	秦野市民生委員・児童委員障害部会会長
18	元千葉大学教授

### 2 庁内推進体制

庁内関係各課等の緊密な連携を図り、全庁が一体となって本計画における各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見を反映できる機会を設定するなど、利用者の立場に立った障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。